

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

広島市全域、南区及び坂町の人口及び世帯数を表 3-39 に、人口の推移を図 3-32 に、事業計画地及びその周辺の行政区域別人口を図 3-33 に示す。

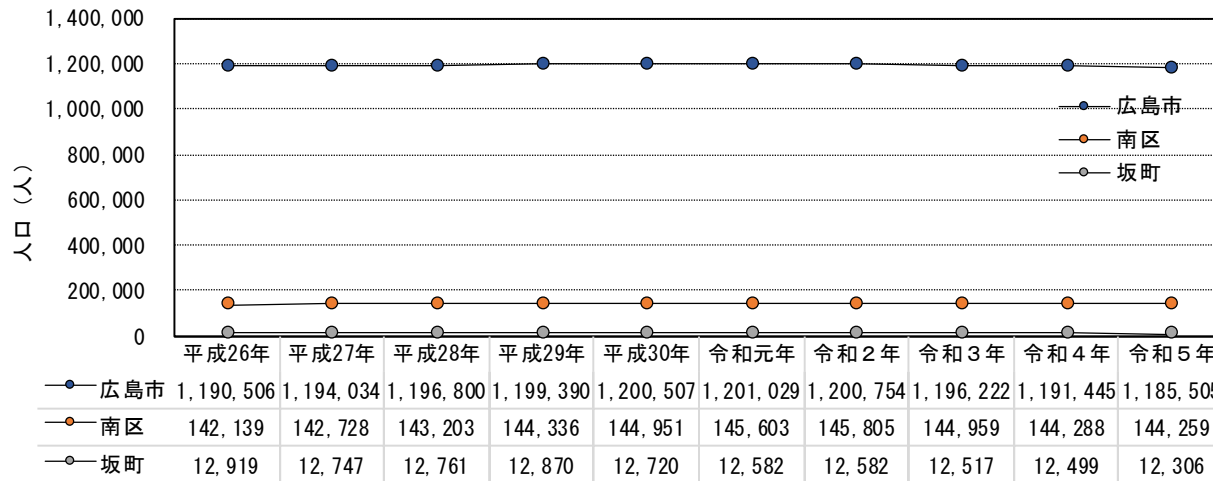
事業計画地が位置する南区の令和 5 年 10 月 1 日現在の総人口は 144,259 人、世帯数は 72,835 戸である。また、それぞれの人口推移をみると、広島市及び南区は令和元年～2 年をピークに減少傾向、坂町は平成 26 年以降で概ね減少傾向にある。

事業計画地及びその周辺の令和 2 年時点の行政区域別人口について、事業計画地が位置する仁保沖町は工業専用地域であるため確認されない。事業計画地から 1km 範囲内にある行政区域の人口は、楠那町 469 人、黄金山町 470 人、日宇那町 843 人、仁保南二丁目 785 人、仁保四丁目 328 人、鯛尾一丁目 24 人である¹⁾。

表 3-39 面積・人口・世帯数

区 分	広島市		坂町
		南区	
面積 (km ²)	906.69	26.64	15.69
人口 (人)	1,185,505	144,259	12,306
世帯数 (世帯)	562,627	72,835	5,218

備考) 人口・世帯数、及び面積は令和 5 年 10 月 1 日現在。
[出典:「人口移動統計調査 市区町村別人口の推移」(広島県 HP、
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/jinkoudoutyosa.html>、
令和 6 年 4 月閲覧)、
「令和 5 年 全国都道府県市区町村別面積調 (10 月 1 日時点)」(国土交通省国土地理院)]



[出典:「人口移動統計調査 市区町村別人口の推移」(広島県 HP、
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/jinkoudoutyosa.html>、令和 6 年 4 月閲覧)]

図 3-32 広島市全域、南区及び坂町の人口の推移

¹⁾ 「国勢調査 (2020 年) 小地域 (町丁・字等)」(政府統計の総合窓口 (e-Stat) HP、<https://www.e-stat.go.jp/>、令和 6 年 4 月 23 日閲覧) より。周辺地域には工業専用地域及び秘匿地域 (調査結果の数値が著しく小さい地域) が含まれる。

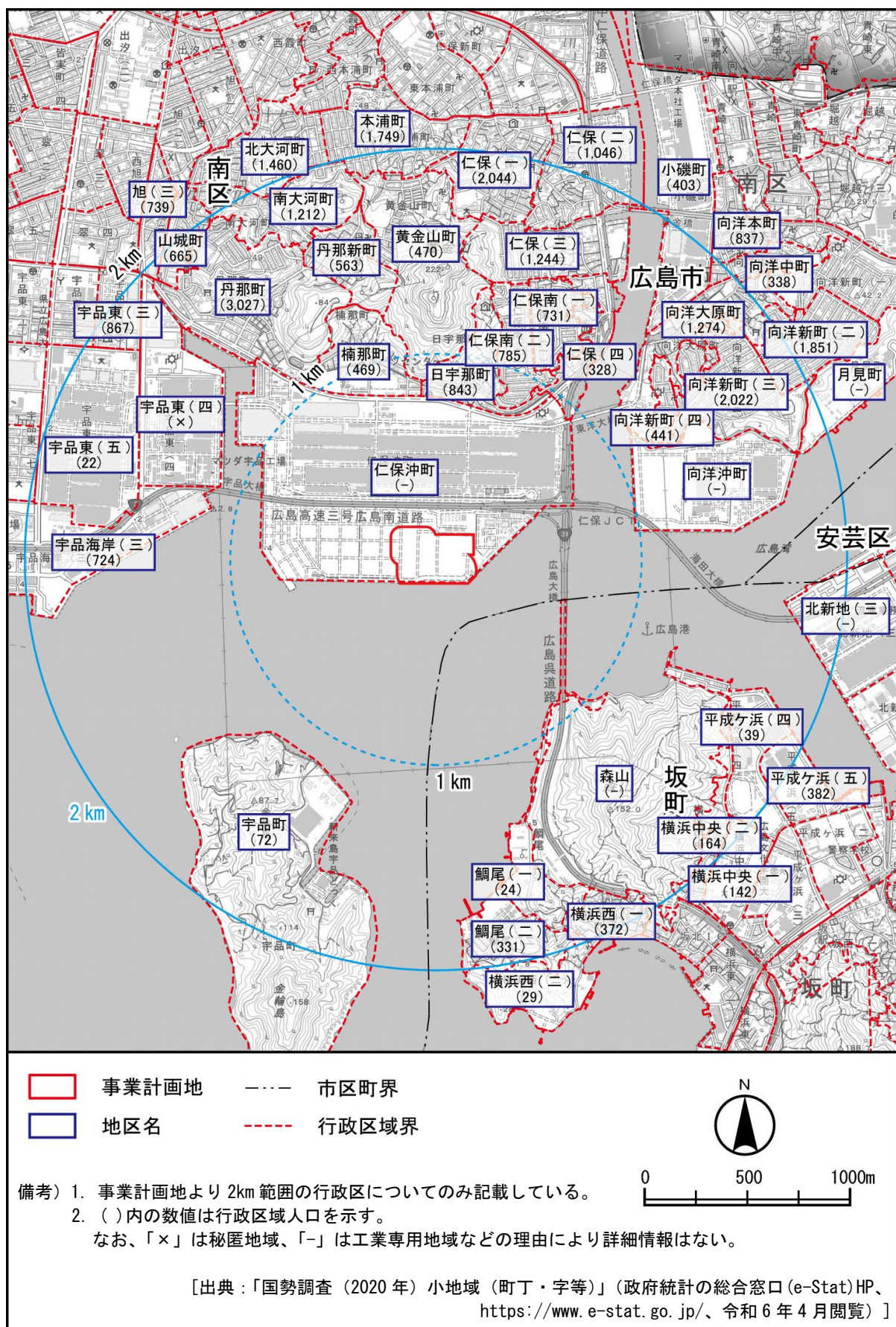


図 3-33 調査対象地域の行政区域別人口(令和 2 年度)

(2) 産業の状況

1) 産業別事業所数・従業者数

広島市全域、南区及び坂町の令和３年度の産業別の事業所数及び従業者数を表 3-40 に示す。

事業計画地が位置する南区の従業者数は 98,721 人であり、最も多い業種は卸売・小売業の 20,489 人、次いで製造業の 15,706 人、医療、福祉の 11,699 人となっている。

表 3-40 産業別事業所数・従業者数（民営事業所、令和３年度）

区 分	広島市				坂町	
			南区			
	事業数 (所)	従業者数 (人)	事業数 (所)	従業者数 (人)	事業数 (所)	従業者数 (人)
全産業(公務を除く)	52,401	593,108	7,091	98,721	450	7,638
農林漁業	102	1,003	4	42	4	54
鉱業・採石業・砂利採取業	5	54	－	－	－	－
建設業	4,954	44,780	570	5,784	34	323
製造業	2,393	58,872	399	15,706	37	596
電気・ガス・熱供給・水道業	71	4,877	11	620	1	4
情報通信業	883	19,586	141	2,377	1	1
運輸・郵便業	1,249	32,759	259	6,975	75	2,306
卸売・小売業	12,953	133,659	1,824	20,489	134	1,811
金融・保険業	1,008	17,881	128	3,516	3	11
不動産・物品賃貸業	4,936	21,717	662	3,000	11	88
学術研究、専門・技術サービス業	3,157	23,716	340	4,233	10	139
宿泊・飲食サービス業	6,236	44,779	788	7,264	37	455
生活関連サービス・娯楽業	4,203	21,955	541	3,299	32	234
教育、学習支援業	1,797	20,263	250	3,969	10	196
医療、福祉	4,637	81,601	633	11,699	30	1,056
複合サービス事業	239	4,514	32	444	6	42
サービス業(他に分類されなものの)	3,578	61,092	509	9,304	25	322

備考)「外国人の会社」及び「法人でない団体」は除く。

[出典:「令和３年経済センサス活動調査」(政府統計の総合窓口(e-Stat)HP、
<http://www.e-stat.go.jp/>、令和６年４月閲覧)]

2) 農家数・経営耕地面積

広島市全域、南区及び坂町の令和2年度の農家数及び経営耕地面積を表3-41に示す。

事業計画地が位置する南区の総農家数は36戸、経営耕地総面積は9haとなっており、農家数は広島市全域に対して約0.7%と少ない。

表3-41 農家数・経営耕地面積（令和2年度）

区 分	総農 家数 (戸)	販売 農家 (戸)	自給的 農家 (戸)	経営耕地面積(ha)			
				総面積	田	畑	樹園地
広島市	5,189	1,279	3,910	871	566	285	20
南区	36	8	28	9	7	2	0
坂町	33	－	33	－	－	－	－

備考)「－」はデータが非公表であることを示す。

[出典：「2020年農林業センサス」（政府統計の総合窓口(e-Stat)HP、
http://www.e-stat.go.jp/、令和6年4月閲覧)]

3) 製造業の事業所数・従業者数・売上金額

広島市全域、南区及び坂町の令和3年度の製造業の事業所数、従業者数及び製造業売上金額を表3-42に示す。

事業計画地が位置する南区の製造業の事業所数は389事業所、従業者数は15,633人、製造業総売上金額は約1兆6,017億円となっており、従業者数は広島市全域の約27%を占めている。

表3-42 製造業の事業所数・従業者数・売上金額（令和3年度）

区 分	事業所数		従業者数		製造業総売上金額 (百万円)
	総数(所)	一所当たりの 売上金額(万円)	総数(人)	一人当たりの 売上金額(万円)	
広島市	2,323	136,332	58,339	5,210	2,898,421
南区	389	460,264	15,633	10,640	1,601,718
坂町	37	281,329	596	15,274	87,212

備考)「外国人の会社」及び「法人でない団体」は除く。

[出典：「令和3年経済センサス活動調査」（政府統計の総合窓口(e-Stat)HP、
http://www.e-stat.go.jp/、令和6年4月閲覧)]

4) 卸売業・小売業の事業所数・従事者数・売上金額

広島市全域、南区及び坂町の令和３年度の卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び売上金額を表 3-43 に示す。

事業計画地が位置する南区の卸売業・小売業の事業所数は 1,765 事業所、従業員数は 19,711 人、売上金額は約 1 兆 4,524 億円となっている。

表 3-43 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・売上金額（令和３年度）

区 分	事業所数		従業者数		売上金額総数 (百万円)
	総数 (所)	一所当たりの売上金額 (万円)	総数 (人)	一人当たりの売上金額 (万円)	
広島市	12,529	68,495	130,277	6,678	8,059,148
南区	1,765	88,131	19,711	8,252	1,452,403
坂町	134	158,001	1,811	11,133	195,921

備考)「外国人の会社」及び「法人でない団体」は除く。

[出典：「令和３年経済センサス活動調査」(政府統計の総合窓口(e-Stat)HP、
http://www.e-stat.go.jp/、令和６年４月閲覧)]

5) 漁業の事業所数・従業者数・売上金額

広島市全域、南区及び坂町の令和３年度の漁業の事業所数、従業者数及び売上金額を表 3-44 に示す。

事業計画地が位置する南区の漁業の事業所数は 2 事業所、従業者数は 36 人となっている。

表 3-44 漁業の事業所数・従業者数・売上金額（令和３年度）

区 分	事業所数(所)	従業者数(人)	漁業売上金額総数(百万円)
広島市	10	143	10,468 (広島県)
南区	2	36	
坂町	3	48	

備考)1.「外国人の会社」及び「法人でない団体」は除く。

2.「漁業売上金額総数」は市町村別に集計されたデータがないため、広島県の金額を示す。

[出典：「令和３年経済センサス活動調査」(政府統計の総合窓口(e-Stat)HP、
http://www.e-stat.go.jp/、令和６年４月閲覧)]

3.2.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地利用

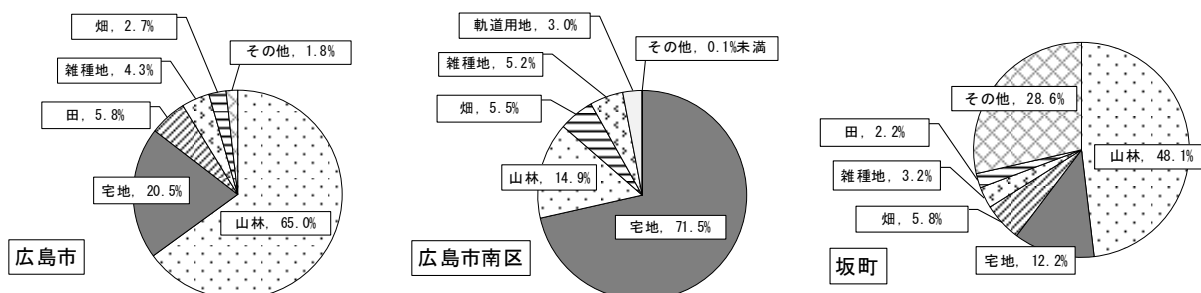
広島市全域、南区及び坂町の地目別土地利用面積を表 3-45 に、地目別土地利用面積割合を図 3-34 に示す。

事業計画地が位置する南区の土地利用については、宅地が占める面積が 974.8ha と最も大きく、次に山林の 203.4ha、畑の 74.5ha、雑種地の 70.4ha、軌道用地 40.8ha の順となっている。

表 3-45 地目別土地利用面積

区 分	広島市 (ha)		坂町 (ha)
		南区 (ha)	
宅地	8,664.1	974.8	191
田	2,446.2	—	34
畑	1,127.1	74.5	91
山林	27,494.2	203.4	755
原野	478.1	0.1	10
池沼	59.4	—	—
塩田、牧場、鉱泉池	0	—	—
雑種地	1,827.5	70.4	50
軌道用地	220.1	40.8	—
その他	—	—	438
合計	42,316.8	1,364.0	1,569

備考) 1. 広島市は令和 5 年 1 月 1 日現在。坂町は令和 5 年 6 月 1 日現在。
 2. 広島市及び南区の地目別土地利用面積は、固定資産税の課税対象となる評価総地積であり、公有地、公共用道路、公園などの課税対象外の土地は含まれていない。
 [出典：「広島市統計書（令和 5 年版）」（広島市、令和 5 年 3 月）、
 「坂町 統計資料編」（坂町、令和 5 年 6 月）]



備考) 1. 広島市は令和 5 年 1 月 1 日現在。坂町は令和 5 年 6 月 1 日現在。
 2. 上位 5 種を抽出し、それ以外を合算して「その他」とした。
 [出典：「広島市統計書（令和 5 年版）」（広島市、令和 5 年 3 月）、
 「坂町 統計資料編」（坂町、令和 5 年 6 月）]

図 3-34 地目別土地利用面積割合

(2) 土地利用計画

広島市、南区及び坂町の「都市計画法」に基づく都市計画区域等の面積を表 3-46 に示す。

広島市、南区及び坂町の都市計画区域は、それぞれ 40,085ha、2,090ha、1,567ha が指定されており、そのうち南区は令和 5 年 3 月現在、市街化区域 1,835ha、市街化調整区域 255ha が指定されている。

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は図 3-35 に示すとおりであり、事業計画地は工業専用地域に指定されている。

表 3-46 都市計画区域及び用途地域の面積

区 分		広島市 (ha)	南区 (ha)	坂町 (ha)
都市計画区域	市街化区域	16,276	1,835	383.1
	市街化調整区域	23,809	255	—
合計		40,085	2,090	1,567
用途地域	第一種低層住居専用地域	3,643	69	3.0
	第二種低層住居専用地域	32	—	—
	第一種中高層住居専用地域	813	31	73.0
	第二種中高層住居専用地域	1,367	100	—
	第一種住居地域	4,656	479	126.2
	第二種住居地域	1,088	98	24.1
	準住居地域	68	14	2.0
	近隣商業地域	1,414	246	7.0
	商業地域	704	130	11.8
	準工業地域	1,448	276	106.2
	工業地域	743	250	29.7
	工業専用地域	300	142	—
合計		16,276	1,835	383

[出典：「広島市統計書（令和 5 年版）」（広島市、令和 5 年 3 月）、
「都市計画総括図参考図（令和 4 年 7 月更新）」（坂町 HP、
<https://www.town.saka.lg.jp/>、令和 6 年 4 月閲覧）]

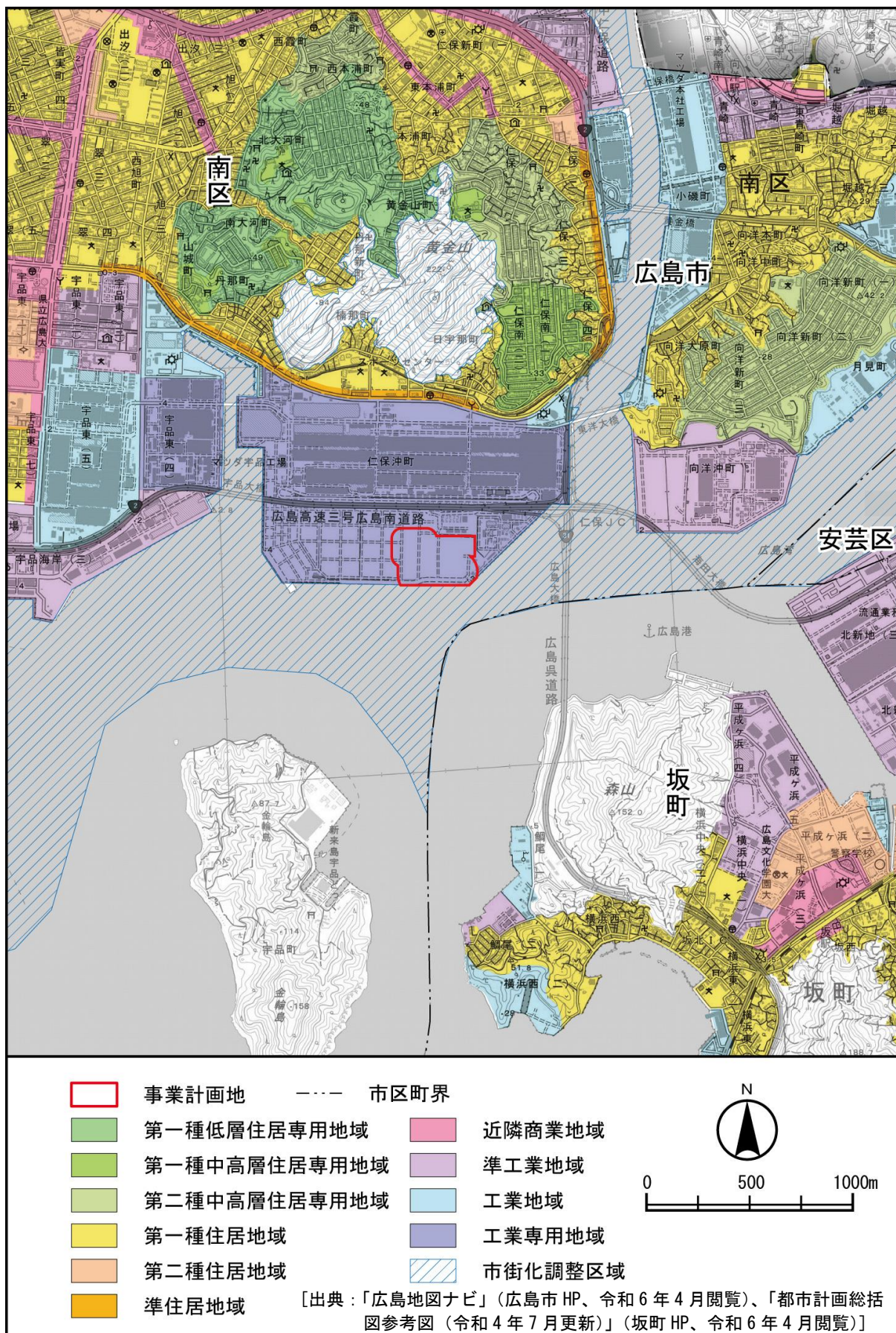


図 3-35 用途地域の指定状況

(3) 土地利用

事業計画地及びその周辺の現況の土地利用状況を図 3-36 に示す。

事業計画地は工業用地として利用されている。また、周辺の土地においても工業用地や住宅地として利用しているエリアが多い。



[出典：「国土地理院（電子国土 Web）」（地理院地図 HP、令和 6 年 5 月取得）]

図 3-36 現況の土地利用状況

3.2.3 水域利用の状況

(1) 漁業権の設定状況

事業計画地及びその周辺の水域における漁業権の設定状況を表 3-47、図 3-37 に示す。

事業計画地南側の広島湾では、各種共同漁業権及び区画漁業権が設定されており、主にかき、のり、わかめなどが対象となっている。至近の漁場では、金輪島の北側海域に区第 94 号（かき筏垂下式）、坂町の西側海域に区第 129 号（かき筏垂下式）が設定されている。

表 3-47 漁業権の設定状況

番号	公示番号 (漁業権者)	漁場の位置	漁業の種類	漁業の名称	免許期間
①	共第 48 号 (広島市)	広島市南区東雲、 仁保、向洋、 安芸郡府中町 (猿猴川)	第 1 種共同漁業	えむし	令和 10 年 8 月 31 日
②	共第 51 号 (広島市)	広島市南区月見町	第 1 種共同漁業	なまこ、えむし	令和 10 年 8 月 31 日
③	共第 52 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種共同漁業	あさり	令和 10 年 8 月 31 日
④	共第 53 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種共同漁業	あさり	令和 10 年 8 月 31 日
⑤	共第 56 号 (坂町)	安芸郡坂町	第 1 種共同漁業	あさり、なまこ、しゃこ、 えむし、さざえ、あわび類	令和 10 年 8 月 31 日
⑥	共第 58 号 (坂町)	安芸郡坂町	第 2 種共同漁業	いそ建・も建網	令和 10 年 8 月 31 日
⑦	区第 93 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	かき筏垂下式	令和 10 年 8 月 31 日
⑧	区第 94 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	かき筏垂下式	令和 10 年 8 月 31 日
⑨	区第 95 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	かき筏垂下式	令和 10 年 8 月 31 日
⑩	区第 119 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	のり	令和 10 年 8 月 31 日
⑪	区第 120 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	のり	令和 10 年 8 月 31 日
⑫	区第 123 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	わかめ、こんぶ	令和 10 年 8 月 31 日
⑬	区第 124 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	わかめ	令和 10 年 8 月 31 日
⑭	区第 125 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	わかめ	令和 10 年 8 月 31 日
⑮	区第 128 号 (広島市)	広島市南区金輪島	第 1 種区画漁業	わかめ	令和 10 年 8 月 31 日
⑯	区第 129 号 (坂町)	安芸郡坂町森山	第 1 種区画漁業	かき筏垂下式	令和 10 年 8 月 31 日
⑰	区第 133 号 (坂町)	安芸郡坂町森山	第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式	令和 10 年 8 月 31 日
⑱	区第 134 号 (坂町)	安芸郡坂町森山	第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式	令和 10 年 8 月 31 日
⑲	区第 135 号 (坂町)	安芸郡坂町森山	第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式	令和 10 年 8 月 31 日

[出典：「海面漁業権（共同・区画）連絡図」（広島県 HP、令和 6 年 4 月閲覧）]



図 3-37 海面漁業権（共同・区画）

(2) 港湾施設の状況

事業計画地及びその周辺の港湾施設の状況を図 3-38 に示す。

広島港の港湾計画によると、事業計画地を含むマツダ工場は工業用地であり、その西側の海域は広島港の第一航路となっている。また、マツダ工場の西側や対岸の宇品地区には岸壁が整備され、泊地となっている。



[出典：「広島港案内図」(広島県広島港振興事務所、令和元年12月)]

図 3-38 港湾施設の状況

3.2.4 交通の状況

事業計画地及びその周辺の交通の状況を表 3-48 に、主要道路を図 3-39 に示す。

事業計画地及びその周辺の主要な道路として、広島南道路(高速 3 号線)、一般国道 2 号、一般国道 31 号、翠町仁保線等がある。

各道路の令和 3 年度調査の平日交通量は 1,921～51,750 台/12 時間であり、事業計画地に接続する主要地方道 翠町仁保線 (⑮、⑯) の交通量は、16,161 台/12 時間、大型車混入率は 9.4%、混雑度は 0.72～0.79 である。

また、乗り合いバスについて、事業計画地に最寄りの停留所は広島電鉄バス 4 号線の日宇那町停留所である。

なお、事業計画地の北側を東西方向に通過する広島南道路 (③)、東側を南北に通過する一般国道 31 号 (⑫) は、いずれも高架道路であり事業計画地に直接アクセスはできない。

表 3-48 交通の状況

番号	区 分	路線名	12 時間自動車類 交通量 (台)	12 時間大型車 混入率 (%)	混雑度
①	都市高速	府中仁保道路(高速 2 号線)	13,983	16.0	1.14
②			25,702	15.6	0.61
③		広島南道路(高速 3 号線)	20,254	15.0	0.42
④	一般国道 (直轄)	一般国道 2 号	50,448	11.7	0.92
⑤			51,750	13.2	0.98
⑥			<i>49,587</i>	<i>11.2</i>	<i>1.24</i>
⑦			41,638	10.4	0.92
⑧		一般国道 2 号(新道)	13,603	19.8	1.05
⑨		一般国道 31 号	<i>13,380</i>	<i>16.9</i>	<i>1.24</i>
⑩			20,032	14.6	2.09
⑪			20,032	14.6	0.66
⑫	一般国道 (補助)	一般国道 31 号(広島呉道路)	17,611	11.0	0.43
⑬			8,742	9.8	1.10
⑭	主 要 地方道	翠町仁保線	<i>20,683</i>	<i>15.9</i>	<i>1.09</i>
⑮			16,161	9.4	0.72
⑯			16,161	9.4	0.79
⑰			<i>23,030</i>	<i>14.0</i>	<i>1.19</i>
⑱	一般県道	広島海田線	14,703	10.8	1.35
⑲			19,009	7.3	1.73
⑳		浜田仁保線	<i>11,488</i>	<i>6.9</i>	<i>0.52</i>
㉑		向洋停車場線	<i>1,921</i>	<i>4.2</i>	<i>3.87</i>
㉒		坂小屋浦線	2,650	32.2	0.20
㉓		霞庚午線	<i>13,106</i>	<i>9.2</i>	<i>0.50</i>
㉔	指定市の 一般市道	中広字品線	21,781	7.3	0.80
㉕			16,453	7.3	0.69
㉖			16,453	7.3	0.59

- 備考) 1. 表中の番号は、図 3-39 に対応している。
2. 12 時間交通量は、午前 7 時から午後 7 時の間に観測。
3. 斜体で示した交通量、大型車混入率、混雑度は推定値である。
4. 混雑度とは、昼間 12 時間の実測交通量と大型車混入による補正值の比を、昼間 12 時間の設計交通量で除して算出する。混雑度の目安は、1 を超えたら計画時に設定された交通量の水準を実際の交通量が超えたことを示す。

[出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 HP、
<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>、令和 6 年 4 月閲覧)]



図 3-39 調査対象地域の主要な道路

3.2.5 環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況

(1) 環境保全の配慮が必要な施設の配置

事業計画地及びその周辺の環境保全の配慮が必要な施設として、事業計画地から半径 2km 範囲内に存在する文教施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学）、福祉施設（保育園・こども園、児童館、福祉関連施設、介護関連施設）、医療施設（病院、診療所）の配置を把握し、次のとおり整理した。

1) 文教施設

事業計画地及びその周辺に存在する文教施設を、表 3-49、図 3-40 に示す。

事業計画地から半径 2km 範囲内には、幼稚園 1 施設、小学校 3 施設、中学校 3 施設の計 7 施設が存在している。

事業計画地に最も近い施設は楠那小学校（No. 2）及び楠那中学校（No. 5）であり、事業計画地から約 750m離れた位置にある。

なお、事業計画地から南側の坂町側において文教施設は確認されなかった。

表 3-49 事業計画地及びその周辺の文教施設

番号	区 分	施 設 名	住 所
1	幼稚園	洋光幼稚園	広島市南区向洋本町 10-16
2	小学校	楠那小学校	広島市南区楠那町 5-7
3		黄金山小学校	広島市南区北大河町 35-1
4		宇品東小学校	広島市南区宇品東 7-11-8
5	中学校	楠那中学校	広島市南区楠那町 4-1
6		仁保中学校	広島市南区仁保 1-56-1
7		宇品中学校	広島市南区宇品東 5-1-51

備考）表中の番号は、図 3-40 に対応している。

〔出典：「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>、令和 6 年 4 月閲覧）、
「ひろしま地図ナビ」（広島市 HP、<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>、令和 6 年 4 月閲覧）〕



図 3-40 事業計画地及びその周辺の文教施設の位置

2) 福祉施設

事業計画地及びその周辺に存在する福祉施設を、表 3-50、図 3-41 に示す。

事業計画地から半径 2km 範囲内には、保育園・こども園 2 施設、児童館 2 施設、福祉関連施設 2 施設、介護関連施設 9 施設の計 15 施設が存在している。

事業計画地に最も近い施設は楠那児童館（No. 3）であり、事業計画地から約 700m 離れた位置にある。

なお、事業計画地から南側の坂町側において福祉施設は確認されなかった。

表 3-50 事業計画地及びその周辺の福祉施設

番号	区 分	施 設 名	住 所
1	保育園・こども園	楠那保育園	広島市南区楠那町 7-10
2		広島和光園保育所	広島市南区宇品東 3-6-26
3	児童館	楠那児童館	広島市南区楠那町 5-24
4		宇品東児童館	広島市南区宇品東 7-11-8
5	福祉関連施設	放課後等デイサービス Z o o 安芸	広島市南区向洋大原町 38-5
6		みらい's	広島市南区丹那町 5-5
7	介護関連施設	ショートステイラポート	広島市南区仁保 3-42-6
8		社会福祉法人広島和光園	広島市南区宇品東 3-6-26
9		デイサービスセンターいずみ	広島市南区仁保南 2-17-35
10		介護付有料老人ホームせせらぎ	広島市南区丹那町 10-19
11		介護付有料老人ホームあかしあ大河	広島市南区南大河町 12-1
12		特別養護老人ホームひうな荘	広島市南区日宇那町 30-1
13		グループホーム丹那	広島市南区丹那町 22-11-11
14		グループホームうぐいすの家	広島市南区黄金山町 6-5
15		特別養護老人ホーム輝き	広島市南区北大河町 39-1

備考）表中の番号は、図 3-41 に対応している。

〔出典：「環境アセスメントデータベース」

（環境省 HP、<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>、令和 6 年 4 月閲覧）、

「ひろしま地図ナビ」（広島市 HP、<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>、令和 6 年 4 月閲覧）]

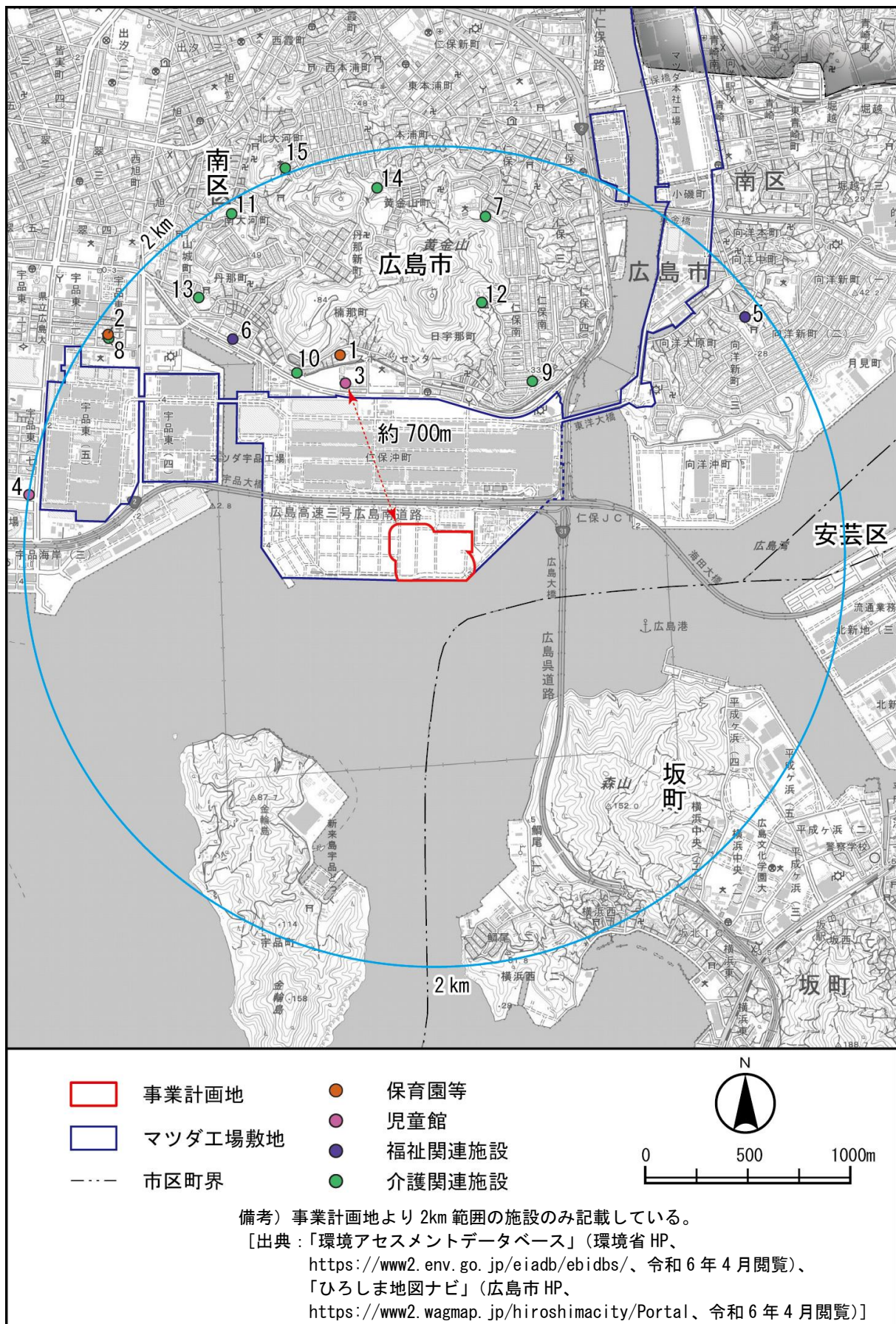


図 3-41 事業計画地及びその周辺の福祉施設の位置

3) 医療施設

事業計画地及びその周辺に存在する医療施設を、表 3-51、図 3-42 に示す。

事業計画地から半径 2km 範囲内には、診療所 7 施設が存在している。

事業計画地に近い施設は竹本内科・眼科医院（No. 4）であり、事業計画地から約 1.2km 離れた位置にある。

なお、事業計画地から南側の坂町側において医療施設は確認されなかった。

表 3-51 事業計画地及びその周辺の医療施設

番号	区 分	施 設 名	住 所
1	診療所	医療法人えぐさ内科クリニック	広島市南区向洋本町 10-24
2		ひうな荘診療所	広島市南区日宇那町 30-1
3		特別養護老人ホーム輝き診察室	広島市南区北大河町 39-1
4		竹本内科・眼科医院	広島市南区丹那町 6-15
5		川崎産婦人科医院	広島市南区旭 3-13-16-1
6		広島県西部こども家庭センター	広島市南区宇品東 4-1-26
7		広島和光園特別養護老人ホーム診療所	広島市南区宇品東 3-6-26

備考）表中の番号は、図 3-42 に対応している。

〔出典：「環境アセスメントデータベース」

（環境省 HP、<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>、令和 6 年 4 月閲覧）、

「ひろしま地図ナビ」（広島市 HP、<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>、令和 6 年 4 月閲覧）]

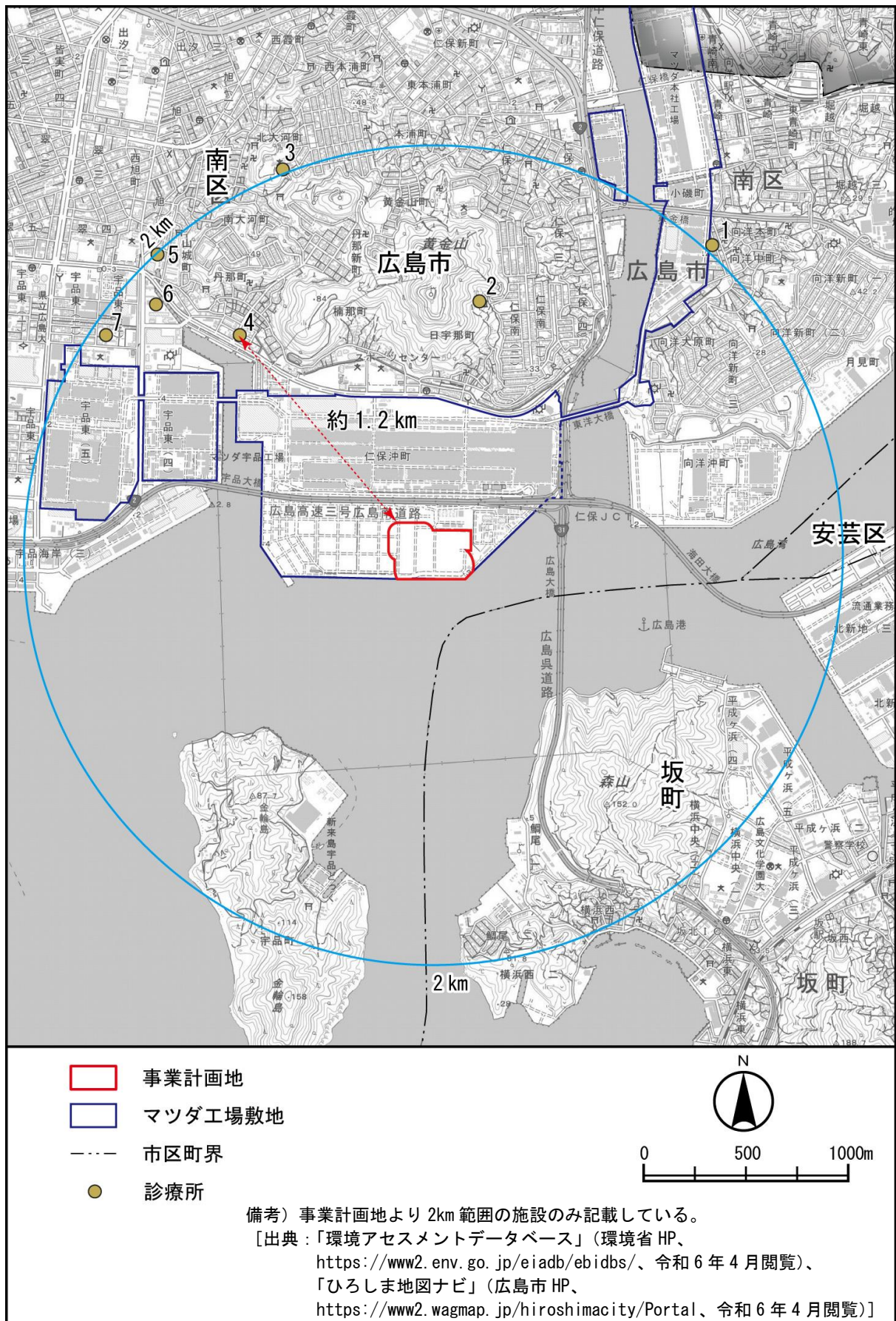


図 3-42 事業計画地及びその周辺の医療施設の位置

(2) 住宅の分布状況

事業計画地及びその周辺における住宅の分布状況（居住人口が認められる地域）を、図 3-43 に示す。

事業計画地の周辺では、北側に位置する楠那町、日宇那町、仁保南二丁目などで住宅が分布しているが、事業計画地が位置する仁保沖町はすべてマツダ工場の敷地（工業専用地域）であり、事業計画地から約 600m以内に住宅は存在しない。



図 3-43 事業計画地及びその周辺の居住人口が認められる地域

3.2.6 上水道及び下水道の状況

(1) 上水道

広島市上水道事業の給水域（安芸郡府中町及び坂町並びに山県郡安芸太田町の一部を含む。）の上水道の普及状況を表 3-52 に示す。

令和 4 年度の上水道人口普及率は、給水区域内人口に対し 98.3%を占めている。

表 3-52 上水道の普及状況（広島市上水道事業の給水域）

区 分	人口(人)		普及率 (%) (B)/(A)
	給水区域内 (A)	給水 (B)	
令和 2 年度	1, 253, 824	1, 232, 249	98. 3
令和 3 年度	1, 248, 230	1, 227, 051	98. 3
令和 4 年度	1, 243, 538	1, 222, 900	98. 3

備考) 1. 安芸郡府中町及び坂町並びに山県郡安芸太田町の一部が含まれている。

2. 人口は各年度末現在の住民基本台帳に基づく算出数値である。

[出典「広島市統計書（令和 5 年版）」（令和 6 年 3 月）]

(2) 下水道

広島市及び坂町の公共下水道の普及状況を表 3-53、表 3-54 に示す。

令和 4 年度の公共下水道人口普及率は、広島市で 96.1%、坂町で 98.0%となっている。

表 3-53 公共下水道の普及状況（広島市）

区 分	人口(人)		普及率 (%) (B)/(A)
	行政区域人口 (A)	処理区域人口 (B)	
令和 2 年度	1, 194, 817	1, 143, 080	95. 7
令和 3 年度	1, 189, 149	1, 138, 320	95. 7
令和 4 年度	1, 184, 731	1, 139, 117	96. 1

[出典：「令和 2 年度～令和 4 年度 公共施設状況調査」（広島県 HP、

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/kokyoshisetujokyo.html>、令和 6 年 4 月閲覧）]

表 3-54 公共下水道の普及状況（坂町）

区 分	人口(人)		普及率 (%) (B)/(A)
	行政区域人口 (A)	処理区域人口 (B)	
令和 2 年度	12, 978	12, 719	98. 0
令和 3 年度	12, 943	12, 716	98. 2
令和 4 年度	12, 839	12, 583	98. 0

[出典：「令和 2 年度～令和 4 年度 公共施設状況調査」（広島県 HP、

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/kokyoshisetujokyo.html>、令和 6 年 4 月閲覧）]

3.2.7 環境負荷の状況

(1) 一般廃棄物

令和4年度の広島市の一般廃棄物のごみ処理の状況を表3-55に、ごみ処理量の推移を図3-44に示す。

令和4年度の一般廃棄物のごみ処理量は353,525tであり、平成25年度から令和4年度の10年間では、約5%（18,412t）の減少が見られ、経年的には変動を繰り返しながら減少傾向で推移している。

広島市で一般家庭や事業所等から収集、又は持ち込まれたごみ（一般廃棄物）は、市内の中工場、南工場（建て替えのため令和4年度で稼働停止）、安佐南工場、安佐北工場（令和4年度から再稼働）の焼却施設や西部リサイクルプラザなどの資源ごみ選別施設などを経て、適正に処理・処分されている。

表 3-55 広島市のごみ処理の状況

項 目	直接焼却量	直接最終 処分量	焼却以外の 中間処理量	直接 資源化量	合 計
ごみ処理量(t)	272,221	7,052	74,250	2	353,525

備考) 1. 令和4年度実績。

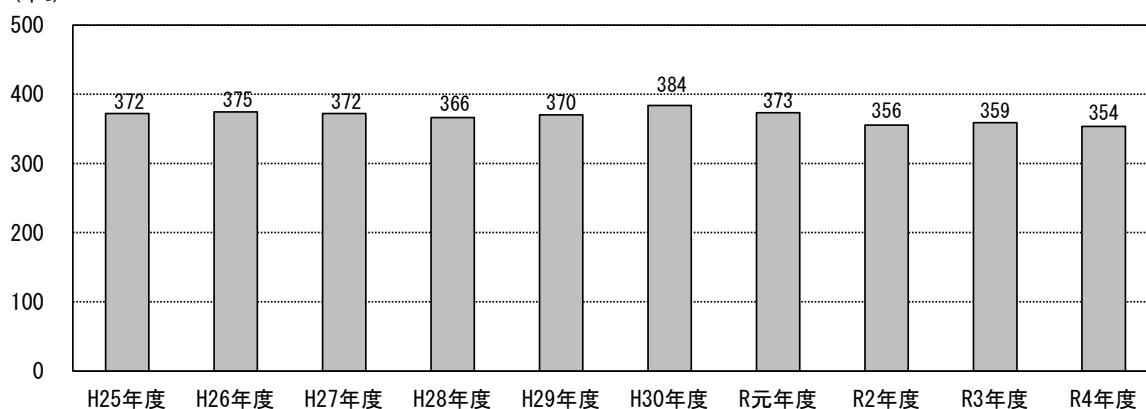
2. ごみ処理量は、直接焼却量、直接最終処分量、焼却以外の中間処理量、直接資源化量を合計したものを示す。

[出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html、

令和6年4月閲覧）]

ごみ処理量
(千t)



[出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html、

令和6年4月閲覧）]

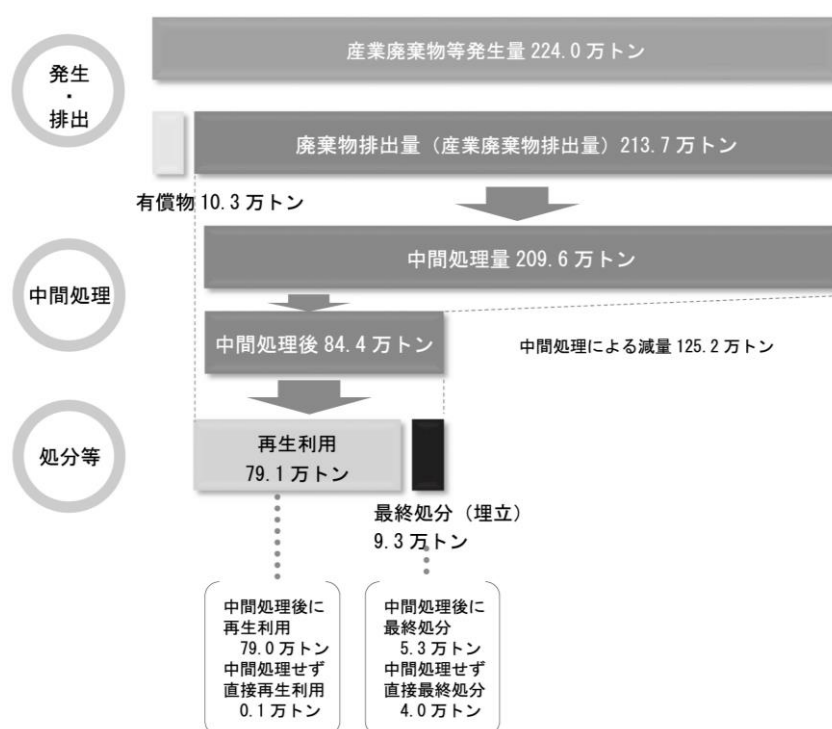
図 3-44 広島市のごみ処理量の推移

(2) 産業廃棄物

広島市における平成 30 年度の産業廃棄物の発生・排出及び処理の状況を、図 3-45 に示す。また、業種別の発生量・排出量の状況は、図 3-46 に示すとおりである。

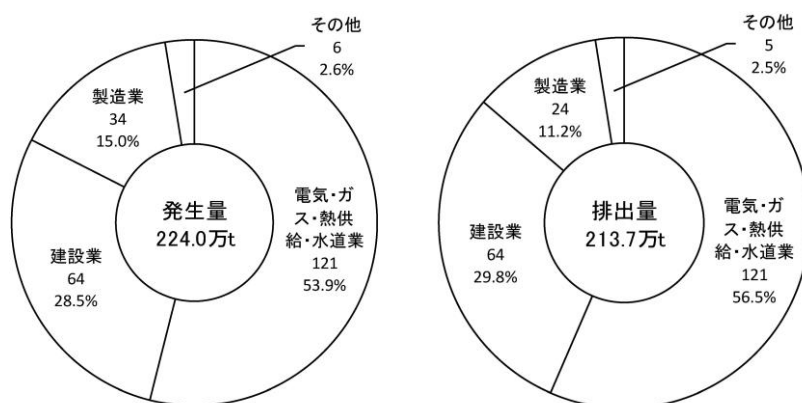
平成 30 年度に広島市で発生した産業廃棄物等の発生量は 224 万トンであり、有償物を除いた廃棄物排出量は 213.7 万トンとなっている。廃棄物排出量のうち、中間処理を経た再生利用量は 79.1 万トン（排出量の 37%）、最終処分量は 9.3 万トン（同 4%）となっている。

業種別の発生量・排出量は、ともに電気・ガス・熱供給・水道業が最も多く、次いで、建設業、製造業、その他の業種となっている。



[出典：「広島市産業廃棄物処理実態調査報告書（平成 30 年度実績）」（広島市、令和 2 年 3 月）]

図 3-45 産業廃棄物の発生・排出及び処分等の概要（平成 30 年度）



[出典：「広島市産業廃棄物処理実態調査報告書（平成 30 年度実績）」（広島市、令和 2 年 3 月）]

図 3-46 業種別の産業廃棄物の発生・排出量（平成 30 年度）

(3) 温室効果ガス

広島市における温室効果ガス排出量の推移を、表 3-56、図 3-47 に示す。

広島市の令和 3 年度の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）は、692.2 万トンと算定されている。また、部門別の二酸化炭素排出量は、民生・業務部門が 196.7 万トンと最も多く、次いで、民生・家庭部門が 160.7 万トン、運輸部門 127.4 万トン、産業部門 126.9 万トンとなっている。

総排出量は経年的に減少傾向にあり、基準年度である平成 25 年度と比べて 21.3%の減少となっている。広島市の温室効果ガス排出量の約 6 割は電力の使用によるものであり、その排出量は電気事業者の二酸化炭素排出係数（電力消費量単位当たりの二酸化炭素排出量）に左右される。総排出量の減少は、主に本市に電気を供給している主な電気事業者の二酸化炭素排出係数の減少に起因しているものと考えられる。

なお、本事業が関連する産業部門の排出量は、総排出量と同様に経年的な減少傾向がみられるが、基準年度比は-20.7%と主要 4 部門のなかで最も削減率が小さく、カーボンニュートラルの達成に向けて一層の削減が求められる状況にある。

表 3-56 広島市の温室効果ガス排出量の推移

区 分	平成 25 年度 (2013 年度) [基準年度]	平成 28 年度 排出量	平成 29 年度 排出量	平成 30 年度 排出量	令和 元年度 排出量	令和 2 年度 排出量	令和 3 年度	
							排出量	基準年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	837.3	773.6	767.2	720.3	668.2	632.9	630.9	-24.6%
産業部門	160.1	154.0	156.2	145.4	134.2	124.6	126.9	-20.7%
民生・家庭部門	224.4	210.05	208.7	188.0	166.5	166.3	160.7	-28.4%
民生・業務部門	272.6	240.5	236.9	220.3	203.3	193.0	196.7	-27.8%
運輸部門	163.0	152.0	148.1	149.0	145.4	130.8	127.4	-21.8%
廃棄物	17.2	16.5	17.3	17.6	18.7	18.1	19.2	+11.2%
メタン (CH ₄)	2.9	2.7	2.3	2.2	2.5	2.4	2.3	-19.1%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	13.1	13.5	13.3	12.8	12.6	12.1	11.8	-10.0%
代替フロンガス (HFCs, PFCs, SF ₆ , NF ₃)	26.3	36.5	38.6	40.6	43.0	45.4	47.1	+79.2%
総排出量	879.6	826.3	821.4	775.8	726.3	692.7	692.2	-21.3%
一人当たり排出量 (トン-CO ₂ /人)	7.41	6.92	6.87	6.49	6.07	5.80	5.82	-21.5%

備考) 1. 排出量の単位：万トン-CO₂

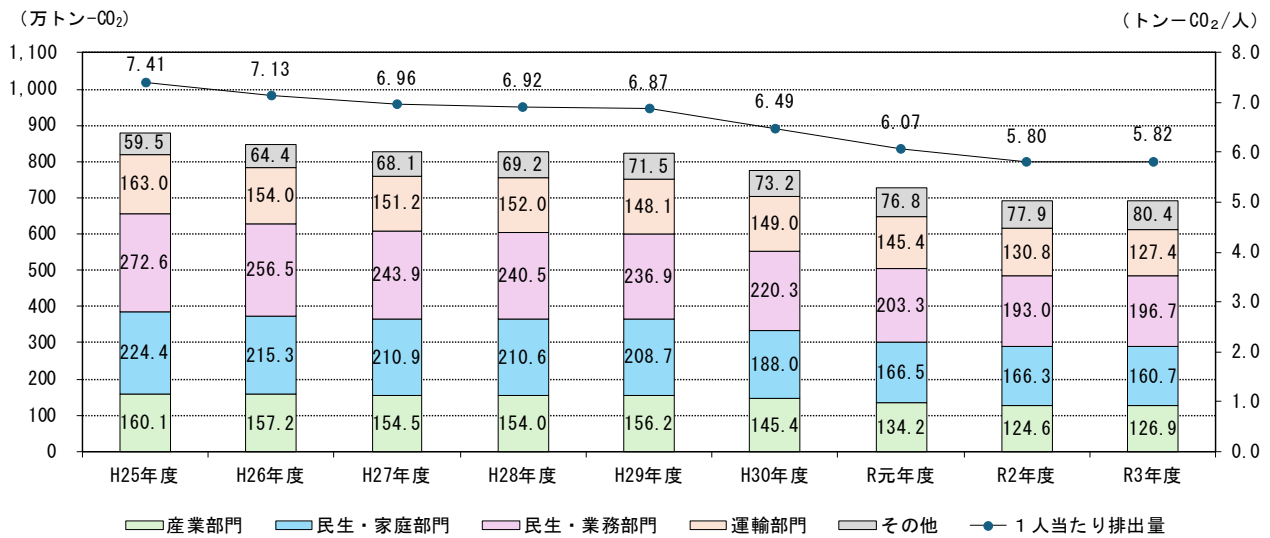
2. 令和 3 年度は速報値として示す。値は、今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により変更される場合がある。

3. 排出量は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

4. 基準年度比はトン-CO₂単位の数値から算出している。

5. 1 人当たり排出量の算出に使用した広島市人口は各年 12 月 31 日現在の値である。

[出典：「広島市の温室効果ガス排出量（令和 2 年度確定値及び令和 3 年度速報）」（広島市 HP、<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/14537.html>、令和 6 年 4 月閲覧）]



[出典：「広島市の温室効果ガス排出量（令和2年度確定値及び令和3年度速報）」（広島市HP、<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/14537.html>、令和6年4月閲覧）]

図 3-47 広島市の温室効果ガス排出量の推移

3.2.8 環境保全を目的とする法令等による指定及び規制等の状況

事業計画地及びその周辺における環境保全を目的とする法令等による環境基準及び規制等の状況を、表 3-57 に示す。

表 3-57(1) 環境保全を目的とする法令等による基準・規制等の状況

項 目		環境基準、規制基準の指定状況等	参照図・表
環境基本法に基づく環境基準	大気汚染	全国一律で大気汚染に係る環境基準が定められている。	表 3-58
	騒音	事業計画地は C 類型に指定されている。	表 3-59～ 表 3-62 図 3-48
	水質汚濁	事業計画地の東側に位置する猿猴川は全域が B 類型、排水の排出先の海田湾は B 類型に指定されている。	表 3-63～ 表 3-67
	地下水の水質汚濁	原則として全ての地下水について一律に定められている。	表 3-68
	土壌の汚染	原則として全ての土壌について一律に定められている。	表 3-69
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		大気、水質、水底の底質、土壌についてダイオキシン類の環境基準が定められている。	表 3-70
大気汚染防止法に基づく排出基準		工場・事業場に設置されるばい煙発生施設に対して排出基準等が定められており、本事業で設置するガスタービンばい煙発生施設に該当する。	表 3-71
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準		同法に基づく特定施設（大気基準適用施設）の種類及び規模に応じた大気排出基準が定められている。	表 3-72
騒音規制法に基づく規制基準等	①特定工場等において発生する騒音に係る規制基準 事業計画地は工業専用地域であり、「第 4 種区域」に該当する。		表 3-73 図 3-50
	②特定建設作業に係る騒音の規制基準 同法に規定される特定建設作業を実施する際には、規制基準が適用される。		表 3-74 表 3-75
	③自動車騒音の要請限度 事業計画地に接続する主要地方道翠町仁保線は、主に北側が b 区域、南側が c 区域に指定されている。		表 3-76 表 3-77 図 3-51

表 3-57(2) 環境保全を目的とする法令等による基準・規制等の状況

項 目	環境基準、規制基準の指定状況等	参照図・表
振動規制法に基づく 規制基準等	①特定工場等において発生する振動に係る規制基準 事業計画地は工業専用地域であるため、規制基準は設定されていない。	表 3-78 図 3-52
	②特定建設作業に係る振動の規制基準 事業計画地は工業専用地域であるため、規制基準は設定されていない。	表 3-79 表 3-80
	③道路交通振動の要請限度 事業計画地に接続する主要地方道翠町仁保線は、主に北側が第 1 種区域に指定されている。	表 3-81 図 3-52
水質汚濁防止法に 基づく排水基準	特定施設を有する工場・事業場に対して全国一律の排水基準が定められている。	表 3-82 表 3-83
水質汚濁防止法に 基づく上乗せ排水基準	「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」及び「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」に基づき、特定施設を有する工場・事業場に対して、全国一律の排水基準よりも厳しい基準（上乗せ排水基準）を水域（河川等、湖沼）と項目を限定して定めている。 「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）」に基づき、指定地域内にある日平均排水量 50 m ³ 以上の特定事業場を対象に総量規制基準が設定されている。	表 3-84～ 表 3-87 図 3-53 図 3-54
ダイオキシン類対策特 別措置法に基づく水質 排出基準	同法に基づく特定施設について水質排出基準が定められている。	—
広島県生活環境の保全 等に関する条例に基づ く有害物質の地下浸透 の禁止	同条例に基づく排水施設について、水質関係有害物質が含まれる水の地下浸透を禁止している。	表 3-88
土壤汚染対策法に 基づく規制	事業計画地に土壤汚染対策法に基づく要措置区域等に指定されている土地はない。	表 3-89
悪臭防止法に 基づく規制基準	事業計画地は工業専用地域であり、第 3 種区域に指定されている。	表 3-90 図 3-55

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に基づき、全国一律で大気汚染に係る環境基準が定められている（表 3-58）。

表 3-58 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	短期的 評 価	昼間（6 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的 評 価	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。		
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	短 期 基 準	1 日平均値の年間 98%値が 35 μg/m ³ 以下であること。
		長 期 基 準	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。

- 備考) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm 粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

〔出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日最終改正）、
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、平成 8 年 10 月 25 日最終改正）、
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

（平成 9 年環境庁告示第 4 号、平成 30 年 11 月 19 日最終改正）、
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）〕

2) 騒音に係る環境基準

「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に基づく騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）を表 3-59～表 3-61 に示す。

道路に面する地域の環境基準は表 3-60 に示すとおりであるが、幹線交通を担う道路^{注)}に近接する空間については、特例として表 3-61 に示すとおりとされている。

広島市における騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定は、表 3-62 及び図 3-48 に示すとおりであり、事業計画地は C 類型に指定されている。

表 3-59 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

地域の類型…AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

時間の区分…昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

[出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日最終改正）]

表 3-60 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考）車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

[出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日最終改正）]

^{注)}「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ・道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県等及び 4 車線以上の市町村道。
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

表 3-61 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70dB 以下	65dB 以下

備考) 1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のよう

に車線数に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

[出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日最終改正）]

表 3-62 広島市における騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の 類型	用 途 地 域
AA	該当地域なし
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域（C 類型に該当する地域を除く。）
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 佐伯区湯来町のうち以下の地域 大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、 大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）

[出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（広島市告示第 116 号、平成 24 年 3 月 30 日）]

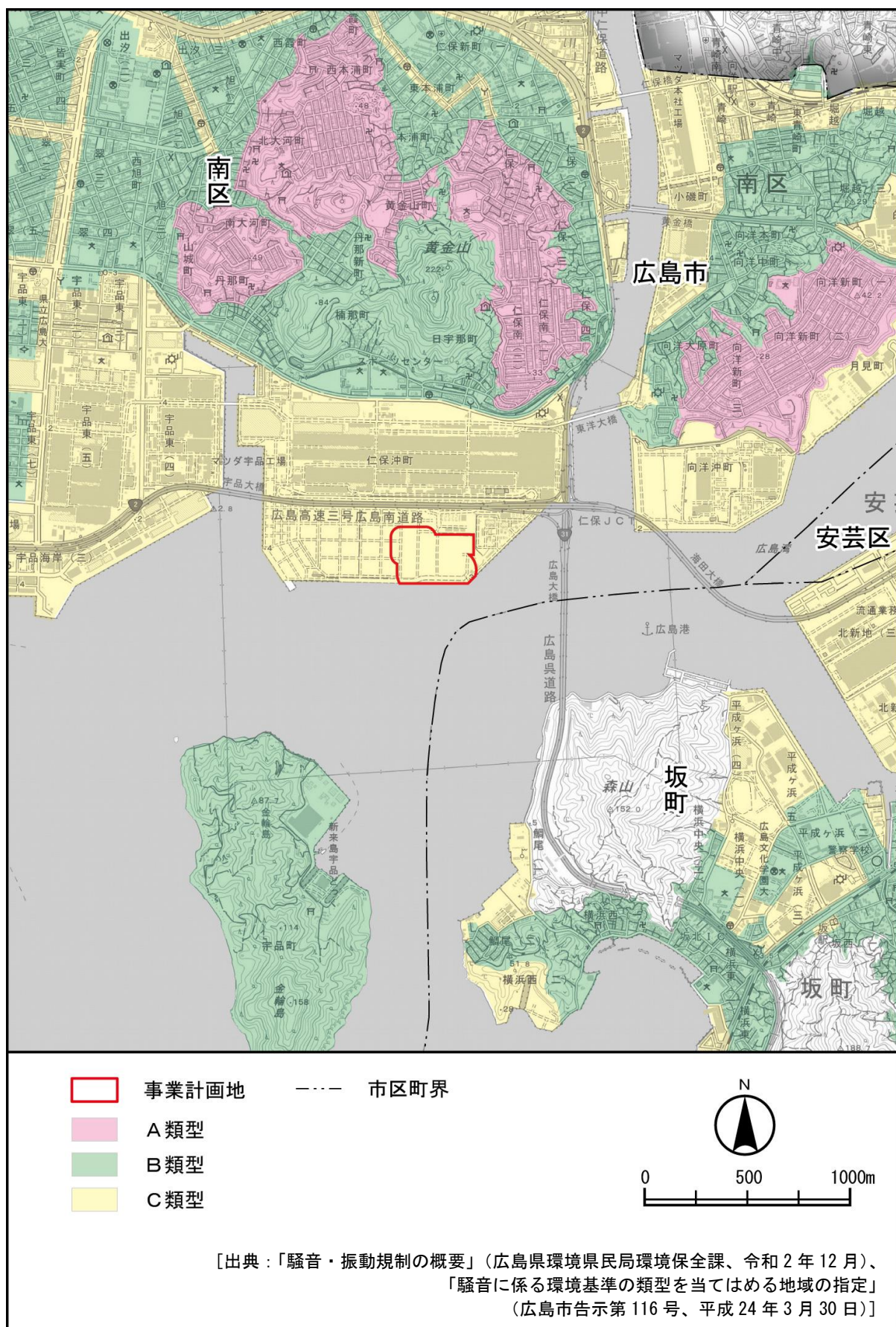


図 3-48 騒音に係る環境基準の類型指定状況

3) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に基づく水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）には、人の健康の保護に関する環境基準（表 3-63）及び生活環境の保全に関する環境基準（表 3-64、表 3-65）が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は全ての公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は類型指定を受けた公共用水域に適用される。

生活環境の保全に関する環境基準は類型指定として、事業計画地の東側に位置する猿猴川と海田湾に流入する瀬野川は全域が B 類型、排水の排出先の海田湾は B 類型に指定されている（表 3-66、図 3-49）。また、海域の窒素・磷に係る水質環境基準の類型指定として、海田湾（広島湾北部）は海域Ⅲに指定されている（表 3-67）。

表 3-63 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

[出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、令和 5 年 3 月 13 日最終改正）]

表 3-64 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。
 3. BOD は年間の日平均値の全データを小さい方から順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目のデータ値をもって 75% 水質値としている。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

[出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、令和 5 年 3 月 13 日最終改正）]

表 3-65 生活環境の保全に関する環境基準：海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考) 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (養殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底質溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考) 基準値は、日間平均値とする。

[出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、令和 5 年 3 月 13 日最終改正)]

表 3-66 広島市内水域に係る生活環境の保全に関する環境基準の類型指定

水域名	名 称	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太 田 川 上 流	行森川合流点から祇園水門まで	河川-A	S45. 9. 1	国
	太 田 川 下 流	祇園水門より下流	〃 -B		
	天 満 川	全域	〃 -A		
	旧 太 田 川	全域	〃 -A		
	元 安 川	全域	〃 -A		
	京 橋 川	全域	〃 -A		
	猿 猴 川	全域	〃 -B	S60. 3. 18	広島県
	瀬 野 川	全域	〃 -B	S45. 9. 1	国
八幡川水域	八 幡 川 上 流	郡橋より上流	〃 -A	S50. 6. 13	広島県
	八 幡 川 下 流	郡橋より下流	〃 -B		
太田川関連支川水域	水 内 川	全域	〃 -A	S50. 6. 13	広島県
	太 田 川 上 流 (二)	明神橋から行森川合流点まで	〃 -A		
	吉 山 川	全域	〃 -A		
	鈴 張 川	全域	〃 -A		
	根 谷 川 上 流	代田一合橋より上流	〃 -A		
	根 谷 川 下 流	代田一合橋より下流	〃 -B		
	三 篠 川	全域	〃 -A		
	安 川	全域	〃 -B		
	古 川 下 流	安川合流点より下流	〃 -B		
	府 中 大 川	全域	〃 -D		
				S61. 3. 31	
広島湾水域	海 田 湾	備考 1 の水域	海域-B	S49. 10. 1	広島県
	広 島 市 地 先 海 域	備考 2 の水域	〃 -A		
	五日市・廿日市地先海域	備考 3 の水域	〃 -A		
	広 島 湾	備考 4 の水域	〃 -A		

備考) 1. 【海田湾】共永興業株式会社広島営業所坂倉敷地（安芸郡坂町字鯛尾 5708 番地の 16）西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。

2. 【広島市地先海域】広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方 1,500m の地点（北緯 34 度 21 分 2 秒、東経 132 度 23 分 22 秒。以下、「八幡川沖合地点」という。）まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。

3. 【五日市・廿日市地先海域】八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鱈浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。

4. 【広島湾】廿日市市鱈浜鼻から厳島聖崎まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ツ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの。

注) 五日市・廿日市地先海域、広島湾は海域 A 類型であるが、大腸菌数については、自然環境保全を利用目的としている地点の環境基準が適用される。

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

表 3-67 海域の窒素・磷に係る水質環境基準の類型指定

水域名	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島湾北部	備考 1 の水域	海域Ⅲ	H9. 4. 10	広島県
広島湾南部	備考 2 の水域	海域Ⅱ	H9. 4. 10	広島県

備考) 1. 【広島湾北部】廿日市市鱸浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。
 2. 【広島湾南部】廿日市市鱸浜鼻と厳島聖埼を結ぶ線、同島センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ツ小島と呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの。

[出典：「令和 5 年度版広島市の環境（広島市環境白書）」（広島市環境局、令和 6 年 3 月）]

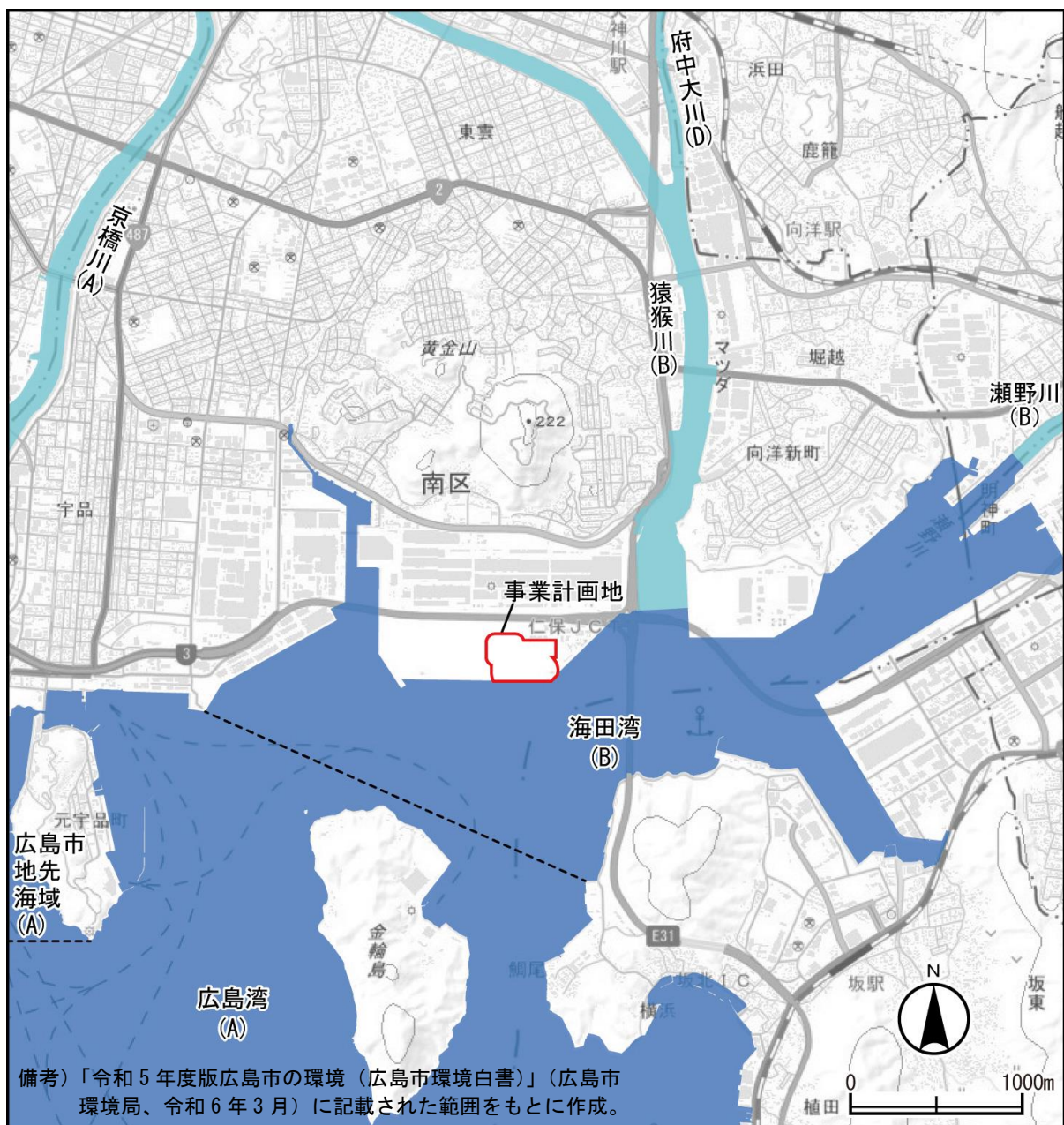


図 3-49 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年環境庁告示第 10 号）を表 3-68 に示す。この環境基準は全ての地下水について一律に定められているが、汚染が専ら自然的要因によることが明らかであると認められる場合は除外される。

表 3-68 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

[出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、令和 3 年 10 月 7 日最終改正）]

5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に基づく土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）を表 3-69 に示す。

この環境基準は全ての土壌に適用されるが、汚染が専ら自然的要因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用されない。

表 3-69 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、令和 2 年 4 月 2 日最終改正）〕

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）を表 3-70 に示す。

これらの環境基準が適用されるのは、大気においては工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域を除く全て、水質においては公共用水域と地下水、底質においては公共用水域の底質、土壌においては廃棄物埋立地その他の場所であり、外部から適切に区別されている施設に係る土壌以外である。

表 3-70 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁
（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考）1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

〔出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」
（平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正）〕

(3) 大気汚染に係る規制

1) 大気汚染防止法に基づく排出基準

「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」では、工場・事業場に設置されるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設等に対して排出基準等が定められている。大気汚染に係る排出基準等を表 3-71 に示す。

本事業で設置するガスタービンは、同法に係るばい煙発生施設に該当する。

表 3-71 大気汚染防止法に基づく排出基準等

規制物質			規制方式	規制値等
ばい煙	硫黄酸化物		量規制（地域ごとの K 値規制）	広島市 K=7.0
			季節による燃料使用基準	硫黄含有率：0.5～1.2%以下
			総量規制	総量削減計画に基づき 地域・工場ごとに設定
	ばいじん		濃度規制（施設・規模ごと）	一般排出基準：0.04～0.5g/Nm ³ 特別排出基準：0.03～0.2g/Nm ³
	有害物質	カドミウム、 カドミウム化合物	濃度規制（施設ごと）	1.0mg/Nm ³
		塩素、塩化水素	濃度規制（施設ごと）	塩素：30mg/Nm ³ 塩化水素：80～700mg/Nm ³
		フッ素、フッ化水素等	濃度規制（施設ごと）	1.0～20mg/Nm ³
		鉛、鉛化合物	濃度規制（施設ごと）	10～30mg/Nm ³
		窒素酸化物	濃度規制（施設・規模ごと）	60～950ppm
	総量規制		総量削減計画に基づき 地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物			濃度規制（施設ごと）	400～60,000ppmC
粉じん	一般粉じん		施設の構造、使用、管理基準による規制	—
	特定粉じん（石綿）		事業場の敷地境界基準	濃度 10 本/L
			建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	—
特定物質（アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28 物質）			事故時における措置を規定	事業者の復旧義務、 都道府県知事への通報等
			248 物質（群）のうち「優先取組物質」23 物質の知見の集積等、各主体の責務を規定	事業者及び国民の排出抑制等 自主的取組、国の科学的知見の 充実、自治体の汚染状況把握等
指定物質	ベンゼン		濃度抑制（施設・規模ごと）	新設 50～600mg/Nm ³ 既設 100～1,500mg/Nm ³
	トリクロロエチレン		濃度抑制（施設・規模ごと）	新設 150～300mg/Nm ³ 既設 300～500mg/Nm ³
	テトラクロロエチレン		濃度抑制（施設・規模ごと）	新設 150～300mg/Nm ³ 既設 300～500mg/Nm ³
水銀			濃度規制（施設ごと）	新設 8～100 μg/Nm ³ 既設 10～400 μg/Nm ³

〔出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、令和 5 年 6 月 23 日最終改正）、
「工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要」
（環境省 HP、<https://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kisei1.html>、令和 6 年 4 月閲覧）、
「広島県生活環境の保全等に関する条例」平成 15 年 10 月 7 日条例第 35 号、令和 5 年 3 月 13 日最終改正〕

2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る大気排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」に基づき、特定施設（大気基準適用施設）の種類及び規模に応じた大気排出基準が定められている。ダイオキシン類に係る排出基準を表 3-72 に示す。

表 3-72 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

規制物質	規制方式	規制値
ダイオキシン類	濃度規制（施設・規模ごと）	0.1～5ng-TEQ/Nm ³

[出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」]

(平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正)]

(4) 騒音に係る規制

1) 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）」第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準及び「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 10 月 7 日規則第 69 号）」並びに「騒音の規制に関する定め（広島市告示第 96 号）」において、特定工場等における騒音の規制基準が表 3-73、図 3-50 のとおり定められている。なお、騒音規制法に基づく指定地域として、広島市は全域（坂町は一部（用途地域））が設定されている。事業計画地は工業専用地域であるため、第 4 種区域に該当する。

表 3-73 特定工場等における騒音の規制基準

区域の区分	区域の範囲	許容限度（デシベル）		
		昼間 (午前 8 時～午後 6 時)	朝・夕 (午前 6 時～午前 8 時) (午後 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	50 [50] (50)	45 [45] (45)	45 [45] (45)
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55 [55] (60)	50 [50] (50)	45 [45] (50)
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	60 [65] (65)	60 [65] (65)	50 [55] (55)
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域	70 [70] (70)	70 [70] (70)	60 [65] (65)

- 備考) 1. 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。
2. () 内は特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準において定められている規制基準、[] 内は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づき定められている規制基準、括弧等なしで示す値は広島市の騒音の規制に関する定めに基づく規制基準を表す。
3. 区域の区分の変更により当該変更前の規制基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める規制基準が適用されることとなる地域内に当該変更の日前に設置されていた特定工場等（騒音規制法第 2 条第 1 項の特定施設の設置の工事に着手されていたものを含む。）において発生する騒音に係る規制基準は、当該変更の日から 1 年間は変更前の区域の区分及び時間の区分に係る許容限度が適用される。ただし、当該特定工場等の設置者が騒音規制法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。

[出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」]

(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、平成 27 年 4 月 20 日最終改正)、
「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」
(平成 15 年 10 月 7 日規則第 69 号、令和 3 年 7 月 30 日最終改正)、
「騒音・振動規制の概要」(広島県環境県民局環境保全課、令和 2 年 12 月)、
「騒音の規制に関する定め」(広島市告示第 96 号、平成 27 年 4 月 13 日最終改正)、
「騒音・振動防止の手引き《工場・事業場編》」(広島市、令和 4 年 12 月)]

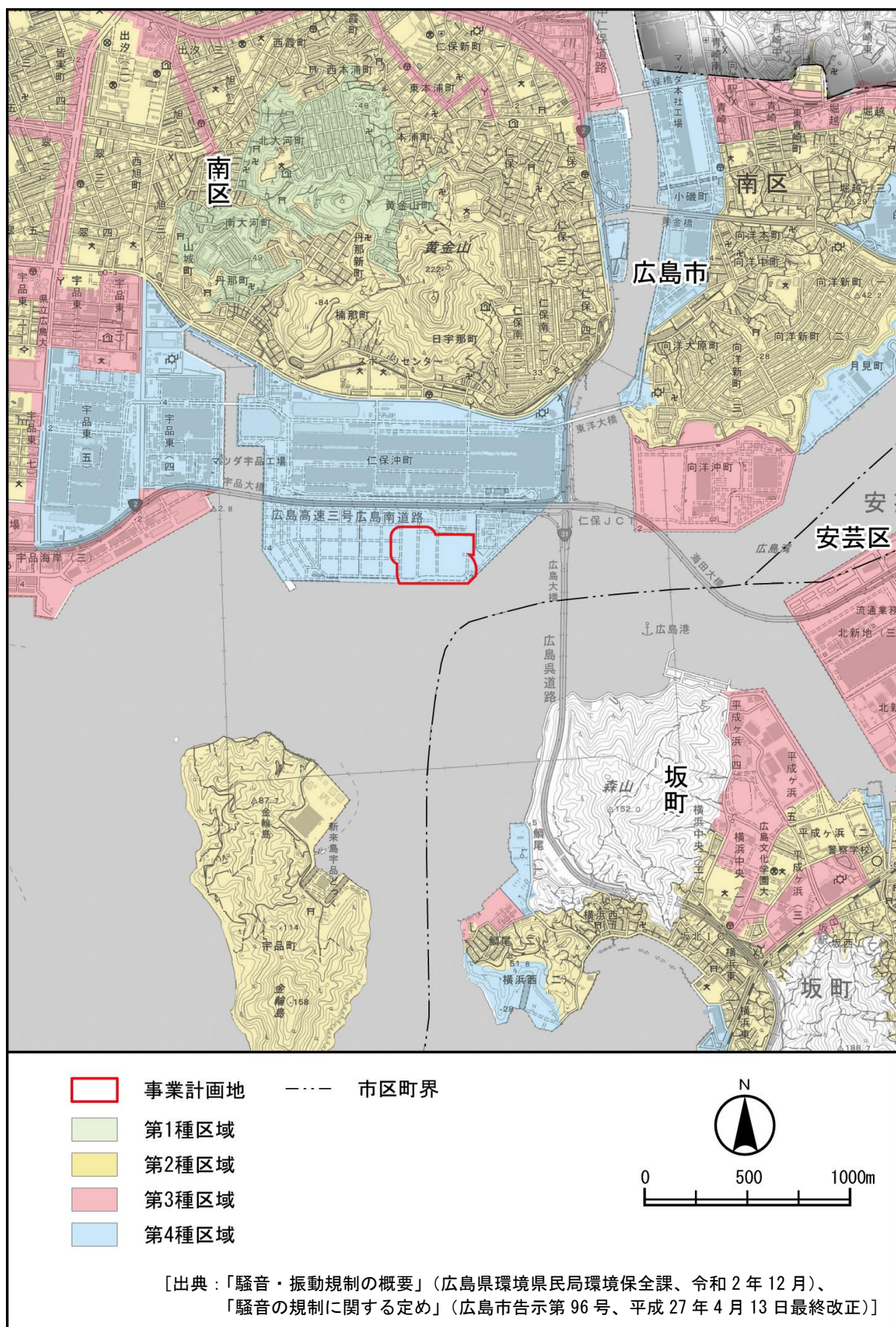


図 3-50 特定工場等における騒音の区域指定状況

2) 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）」第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）を表 3-74 に、特定建設作業の種類を表 3-75 に示す。

表 3-74 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

区 分	敷地境界における騒音の許容限度	作業時間	1 日の作業時間	作業期間	作業日
騒音規制法に定める特定建設作業	85 デシベル	午後 7 時から翌日午前 7 時まで行われないこと (午後 10 時から翌日午前 6 時まで行われないこと)	10 時間を超えないこと (14 時間を超えないこと)	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	—	①、②、③、④	①、②	①、②	①、②、③、④、⑤

備考) 1. 指定地域（広島市全域）のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、() 内に示すとおり。

2. 適用除外欄の各項は次のとおり。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

[出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」]

(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、平成 27 年 4 月 20 日最終改正)、
「特定建設作業のしおり」（広島市環境局環境保全課）]

表 3-75 騒音規制法に規定される特定建設作業

	特定建設作業の種類	摘要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	人力によるもんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	—
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量（混練重量）がコンクリートプラントは 0.45 立方メートル以上、アスファルトプラントは 200 キログラム以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。

〔出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年政令第 324 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正）、
「特定建設作業のしおり」（広島市環境局環境保全課）〕

3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）」に基づく自動車騒音の要請限度を表 3-76 に、要請限度の区分を表 3-77、図 3-51 に示す。

事業計画地に接続する主要地方道翠町仁保線の沿道は、北側が主に b 区域、南側が c 区域に指定されている。

表 3-76 自動車騒音の要請限度

区域の区分	要請限度（デシベル）	
	昼間 （午前 6 時～午後 10 時）	夜間 （午後 10 時～午前 6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
（特例）幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える場合は 20m までの範囲）	75	70

備考）1. 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走向するための必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、上表にかかわらず昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

2. 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

3. 等価騒音レベルにより評価する。

4. 「幹線交通を担う道路」は、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る）、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路のことをいう。

〔出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）〕

表 3-77 自動車騒音の要請限度の区分

区 域	要請限度の区域の区分	都市計画法用途地域
a 区域	専ら住居の用に供される区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	主として住居の用に供される区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c 区域	相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

〔出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）、
「騒音の規制に関する定め」（広島市告示第 96 号、平成 27 年 4 月 13 日最終改正）〕

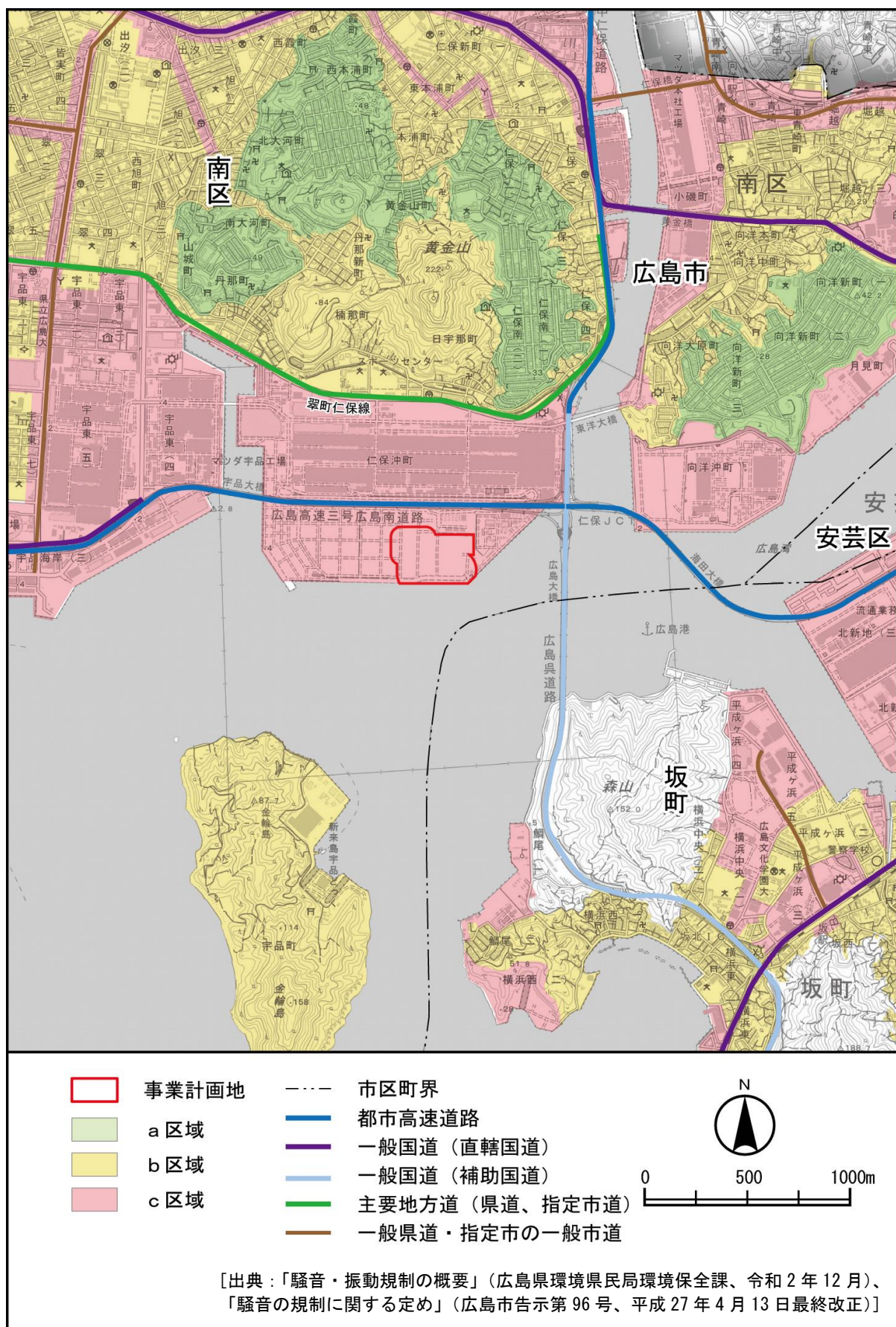


図 3-51 自動車騒音の要請限度に係る区域指定状況

(5) 振動に係る規制

1) 特定工場等において発生する振動に係る規制基準

「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）」第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動に係る規制基準が表 3-78、図 3-52 に示すとおり定められている。広島市では、振動規制法に基づく指定地域として、工業専用地域を除いた地域が第 1 種区域及び第 2 種区域として設定されている。

事業計画地は工業専用地域であるため、規制基準は設定されていない。

表 3-78 特定工場等において発生する振動に係る規制基準

区域の区分	区域の範囲	許容限度（デシベル）	
		昼間 (午前 7 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 7 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60	55
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	65	60

- 備考) 1. 振動規制法における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。
2. 区域の区分の変更により当該変更前の規制基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める規制基準が適用されることとなる地域内に当該変更の日前に設置されていた特定工場等（振動規制法第 2 条第 1 項の特定施設の設置の工事に着手されていたものを含む。）において発生する振動に係る規制基準は、当該変更の日から 1 年間は変更前の区域の区分及び時間の区分に係る許容限度が適用される。ただし、当該特定工場等の設置者が騒音規制法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。

[出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和 51 年環境庁告示 90 号、平成 27 年 4 月 20 日最終改正)、

「騒音・振動規制の概要」（広島県環境県民局環境保全課、令和 2 年 12 月）、

「振動の規制に関する定め」（広島市告示第 97 号、平成 27 年 4 月 13 日最終改正）]

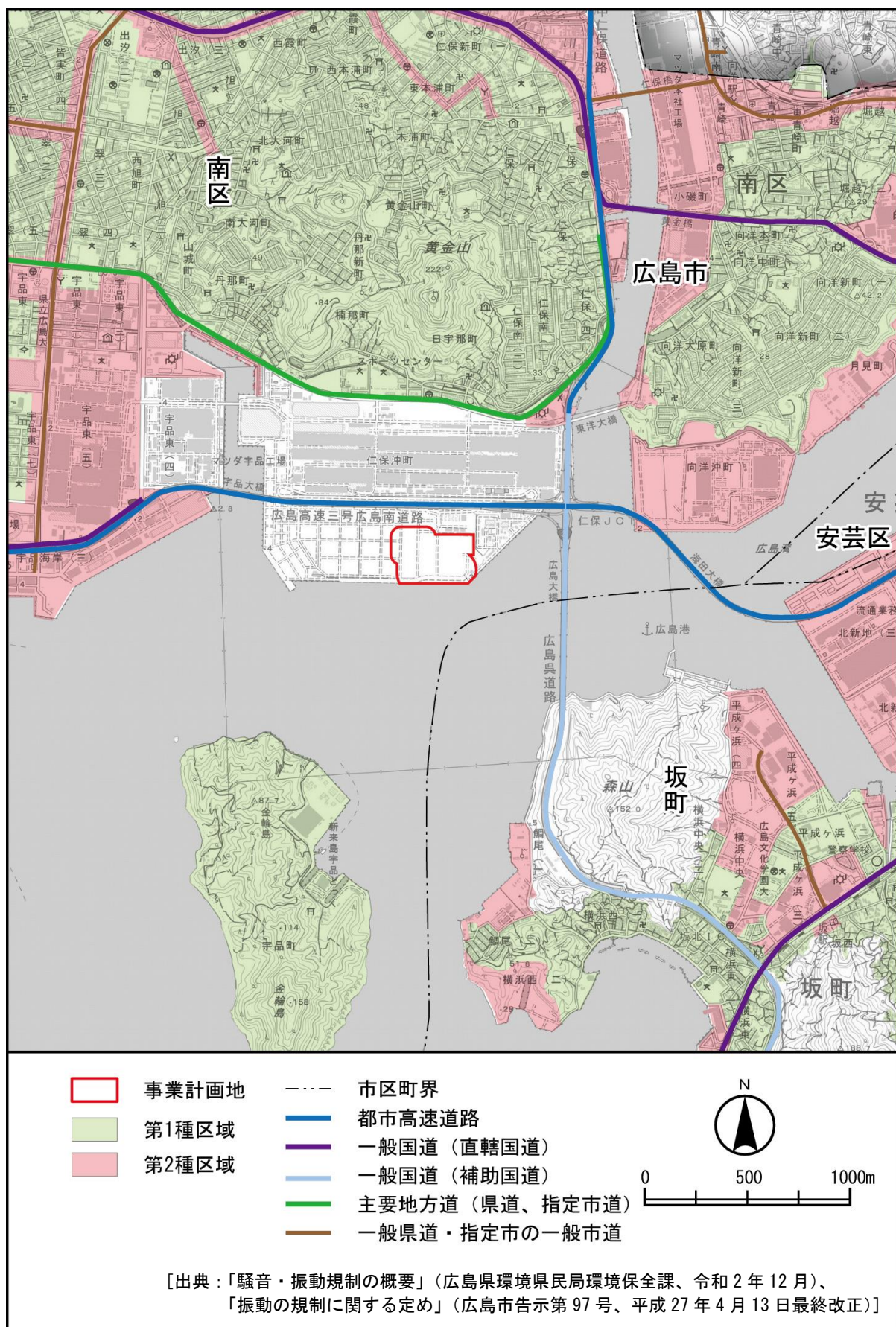


図 3-52 振動に係る規制区域の指定状況

2) 特定建設作業に係る振動の規制基準

振動規制法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定建設作業の規制に関する基準（振動規制法施行規則〔昭和 51 年総理府令第 58 号〕第 11 条関係）表 3-79 に、特定建設作業の種類を表 3-80 に示す。

事業計画地は工業専用地域であるため規制基準は適用されない。

表 3-79 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

区 分	敷地境界における騒音の許容限度	作業時間	1 日の作業時間	作業期間	作業日
振動規制法に定める特定建設作業	75 デシベル	午後 7 時から翌日午前 7 時まで行われないこと (午後 10 時から翌日午前 6 時まで行われないこと)	10 時間を超えないこと (14 時間を超えないこと)	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	—	①、②、③、④	①、②	①、②	①、②、③、④、⑤

備考) 1. 指定地域（工業専用地域を除く広島市及び坂町の全域）のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、() 内に示すとおり。

2. 適用除外欄の各項は次のとおり。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

〔出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正）、
「特定建設作業のしおり」（広島市環境局環境保全課）〕

表 3-80 振動規制法に規定される特定建設作業

	特定建設作業の種類	摘要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	人力によるもんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

〔出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正）、
「特定建設作業のしおり」（広島市環境局環境保全課）〕

3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）」第 16 条第 1 項の規定に基づく道路交通振動の要請限度を表 3-81、図 3-52 に示す。

事業計画地に接続する主要地方道翠町仁保線は、主に北側が第 1 種区域に指定されている。

表 3-81 道路交通振動の要請限度

区域の区分	区域の範囲	許容限度（デシベル）	
		昼間 (午前 7 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 7 時)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	70	65

備考) 振動規制法における規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。

[出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正）、
「騒音の規制に関する定め」（広島市告示第 96 号、平成 27 年 4 月 13 日最終改正）、
「振動の規制に関する定め」（広島市告示第 97 号、平成 27 年 4 月 13 日最終改正）]

(6) 水質汚濁に係る規制

1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

公共用水域の水質汚濁防止を目的に、特定施設を有する工場・事業場に対して、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」に基づき全国一律の排水基準が定められている。水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち、有害物質を表 3-82 に、生活環境項目を表 3-83 に示す。

なお、本事業で新たな特定施設の設置はないが、施設からの排水の合流先であるマツダ工場の総合排水については、「金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設」として特定施設に該当する。

2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

広島県は水質汚濁防止法及び「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）」に基づき、「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 10 月 7 日規則第 69 号）」及び「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年 12 月 24 日条例第 69 号）」において、特定施設を有する工場・事業場に対して、全国一律の排水基準よりも厳しい基準（上乗せ排水基準）を水域と項目を限定して定めている（図 3-53～図 3-54 及び表 3-84～表 3-87）。

「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）」では、指定地域内にある日平均排水量 50 m³以上の特定事業場を対象に総量規制基準が設定されている。総量規制基準値は、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及び燐含有量を対象項目として、事業場の業種と排水量によって定まる値であり、業種ごとの許容量（C 値）は県が定めている。

3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」に基づき、特定施設（水質基準対象施設）について 10pg-TEQ/L の水質排出基準が定められている。

4) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質の地下浸透の禁止

広島県は、地下水汚染の防止を図るため、「広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 10 月 7 日条例第 35 号）」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 10 月 7 日規則第 69 号）」において、表 3-88 に示す汚水又は廃液排出施設を設置する事業所を対象に、水質関係有害物質¹⁾が検出される水の地下への浸透を禁止している。

¹⁾ 「水質関係有害物質」とは、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 18 条で定める物質（カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物の計 23 物質）である。

表 3-82 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

項 目		許容限度
カドミウム及びその化合物		1L につきカドミウム 0.03mg
シアン化合物		1L につきシアン 1mg
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)		1L につき 1mg
鉛及びその化合物		1L につき鉛 0.1mg
六価クロム化合物		1L につき六価クロム 0.2mg
砒素及びその化合物		1L につき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1L につき 0.005mg
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		1L につき 0.003mg
トリクロロエチレン		1L につき 0.1mg
テトラクロロエチレン		1L につき 0.1mg
ジクロロメタン		1L につき 0.2mg
四塩化炭素		1L につき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン		1L につき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン		1L につき 1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン		1L につき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン		1L につき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン		1L につき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン		1L につき 0.02mg
チウラム		1L につき 0.06mg
シマジン		1L につき 0.03mg
チオベンカルブ		1L につき 0.2mg
ベンゼン		1L につき 0.1mg
セレン及びその化合物		1L につきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	1L につきほう素 10mg
	海域に排出されるもの	1L につきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	1L につきふっ素 8mg
	海域に排出されるもの	1L につきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン		1L につき 0.5mg

- 備考) 1. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

[出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、令和6年1月25日最終改正）]

表 3-83 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項 目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8～8.6
	海域に排出されるもの	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量		160（日間平均 120）mg/L
化学的酸素要求量		160（日間平均 120）mg/L
浮遊物質		200（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L
	動植物油脂類含有量	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量		120（日間平均 60）mg/L
燐含有量		16（日間平均 8）mg/L

備考）1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

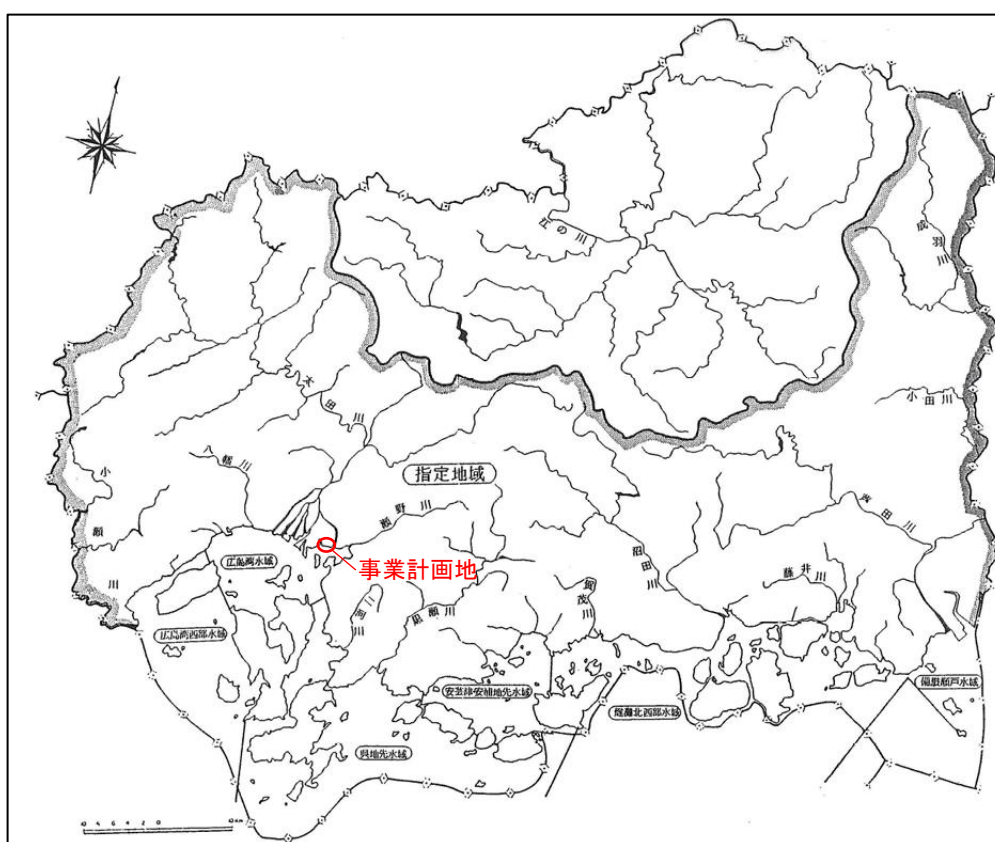
- この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭 49. 12. 1）、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣の定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって、水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

[出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、令和 6 年 1 月 25 日最終改正）]



[出典：水質規制のしおり（広島県、令和6年4月）]

図 3-53 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例にて定める水域区分



[出典：水質規制のしおり（広島県、令和6年4月）]

図 3-54 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく排水基準に係る指定地域（広島県）

表 3-84 県下全域に係る排水基準（生活環境項目）

項 目	許容限度 (mg/L)						
	第 1 種水域		第 2 種水域		第 3 種水域		第 4 種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度 (pH) [水素指数]	5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.5～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	90 (70)	—	160 (120)	—	160 (120)	—	—
化学的酸素要求量 (COD)	—	50 (40)	—	85 (65)	—	120 (90)	130 (100)
浮遊物質 量 (SS)	90 (70)		90 (70)		200 (150)		200 (150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類)	8		8		20		20
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類)	5						
フェノール類含有量	5						
銅含有量	3						
亜鉛含有量	2						
溶解性鉄含有量	10						
溶解性マンガン含有量	10						
クロム含有量	2						
大腸菌群数 (個/cm³)	(3, 000)						
温度、外観、透視度 及び臭気	排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						

備考) 1. () 内は日間平均値である。

2. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

3. この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場について適用する。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量 30m³ 以上の特定事業場について適用する。

4. 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準を設ける。

5. クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。

6. 上乗せ基準を適用する水域区は、第 1 種水域から第 4 種水域及び呉水域の 5 水域である。

7. 呉水域にあつては、別途上乗せ基準を設ける。

8. 瀬戸内海水域にあつては別途上乗せ基準を設ける。

9. 下水道排水区域内においては別途上乗せ基準を設ける。

[出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」

(昭和 46 年 12 月 24 日条例第 69 号、平成 21 年 7 月 6 日最終改正)、

「水質規制のしおり」(広島県、令和 6 年 4 月)]

表 3-85 瀬戸内海水域及び特定湖沼流域における排水基準

項 目	許容限度 (mg/L)
窒素含有量	120 (60)
磷含有量	16 (8)

備考) 1. () 内は日間平均値である。

2. この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場について適用する。

3. 窒素含有量及び磷含有量の排水基準は、瀬戸内海水域及び特定湖沼に流入する排出水に限って適用する。

4. 窒素含有量及び磷含有量については、業種により暫定排水基準を設ける。

[出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、令和 6 年 1 月 25 日最終改正)、

「水質規制のしおり」(広島県、令和 6 年 4 月)]

表 3-86(1) 瀬戸内海水域における化学的酸素要求量の上乗せ排水基準

業種等			許容限度（mg/L）					
			昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に 設置された特定事業場			
			最大 排水量 500m ³ /日 以上	最大 排水量 500m ³ /日 未満	最大 排水量 5,000m ³ /日 以上	最大 排水量 5,000～ 500m ³ /日	最大 排水量 500m ³ /日 未満	
食料品・ たばこ製造業	畜産食料品製造業（食鶏処理業を除く。）及び飲料製造業（蒸留酒・混成酒製造業及び清涼飲料製造業を除く。）		65 (50)	85 (65)	20 (15)	30 (20)	40 (30)	
	食鶏処理業、水産食料品製造業、野菜缶詰、果実缶詰・農産保存食料品製造業、パン・菓子製造業、蒸留酒・混成酒製造業（蒸留酒・混成酒製造業と蒸留酒・混成酒製造業以外の飲料製造業とを兼ねる場合を含む。）豆腐・油揚げ製造業及び冷凍調理食品製造業		100 (75)	130 (100)	20 (15)	30 (20)	40 (30)	
	清涼飲料製造業		65 (50)	85 (65)	15 (10)	20 (15)	30 (20)	
	たばこ製造業		40 (30)	50 (40)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
	その他の業種（弁当製造業を除く。）		100 (75)	130 (100)	15 (10)	20 (15)	30 (20)	
繊維工業	染色整理業		85 (65)	130 (100)	15 (10)	20 (15)	30 (20)	
	その他の業種		85 (65)	130 (100)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
木材・木製品製造業			65 (50)	85 (65)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
パルプ・紙・紙加工品製造業			90 (70)	120 (90)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
出版・印刷・同関連産業			40 (30)	50 (40)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
化学工業 （共同公害防止 事業（中小企業 事業団法第23条 の規定に基づく 業務方法書に定 める共同施設事 業及び共同公害 防止等事業であ って汚水等の処 理施設の設置に 係る事業をいう。 以下同じ。）に 係るものを除く。）	無機化学工業製品製造業		15 (10)	20 (15)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		50 (35)	65 (50)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
	レーヨン製造業 （レーヨン製造業とレーヨン製造業以外の化学繊維製造業又は有機化学工業製品製造業とを兼ねる場合を含む。）	レーヨン製造の湿式紡糸施設からの排水を排出する排水口	40 (30)		15 (10)	15 (10)	20 (15)	
		その他の排水口	15 (10)		15 (10)	15 (10)	20 (15)	
	その他の業種		35 (25)	50 (35)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
ゴム製品製造業（共同公害防止事業に係るものを除く。）			30 (20)	40 (30)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
鉄鋼業（製鉄業以外の鉄鋼業であって共同公害防止事業に係るものを除く。）			電気めっき施設を設置するもの		20 (15)	15 (10)	15 (10)	20 (15)
			その他のもの		15 (10)	20 (15)	15 (10)	15 (10)
非鉄金属製造業			15 (10)	20 (15)	15 (10)	15 (10)	20 (15)	
金属製品製造業及び機械器具製造業（武器製造業を含む。以下同じ。共同公害防止事業に係るものを除く。）			20 (15)	30 (20)	15 (10)	20 (15)	30 (20)	

表 3-86(2) 瀬戸内海水域における化学的酸素要求量の上乗せ排水基準

業種等		許容限度（mg/L）				
		昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に 設置された特定事業場		
		最大 排水量 500m ³ /日 以上	最大 排水量 500m ³ /日 未満	最大 排水量 5,000m ³ /日 以上	最大 排水量 5,000～ 500m ³ /日	最大 排水量 500m ³ /日 未満
採石業及び砂・砂利・玉石採取業、潤滑油・グリース製造業、窯業、土石製品製造業並びに廃油再生業（共同公害防止事業に係る窯業・土石製品製造業を除く。）		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
空き瓶卸売業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
弁当仕出屋又は弁当製造業		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
ガス供給業		40(30)	50(40)	15(10)	15(10)	20(15)
水道業（下水道業を除く。）		30(20)	40(30)	15(10)	15(10)	20(15)
下水道業		30(20)		30(20)		
自動車小売業及び自動車整備業		50(40)	65(50)	15(10)	15(10)	20(15)
飲食店		100(75)	130(100)	20(15)	30(20)	40(30)
中央卸売市場及び地方卸売市場		100(80)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
と畜業		100(75)	130(100)	15(10)	15(10)	20(15)
化学工業ゴム製品製造業、鉄鋼業（製鉄業を除く。）、金属製品製造業及び機械器具製造業並びに窯業・土石製品製造業のうち、共同公害防止事業に係るもの		40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)
産業廃棄物処理業		40(30)	50(40)	15(10)	20(15)	30(20)
ごみ処理業		65(50)		20(15)	30(20)	40(30)
旅館、その他の宿泊所		60(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
医療業		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。）		65(50)	85(65)	20(15)	30(20)	40(30)
し尿浄化槽（処理対象人員が501人以上のもの）に係るもの（処理対象人員は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定する。以下同じ。）	昭和50年4月19日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第6に定める構造基準に合致しないもの	120(90)		20(15)	30(20)	40(30)
	その他のもの	50(40)		20(15)	30(20)	40(30)
し尿浄化槽（処理対象人員が201人以上500人以下のもの）に係るもの	し尿を単独で処理するもの及び昭和56年6月1日以前に設置し、昭和44年建設省告示第1726号第2に定める構造基準に合致するもの	120(90)		30(20)	40(30)	50(40)
	その他のもの	80(60)		30(20)	40(30)	50(40)
し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		65(50)		15(10)	15(10)	20(15)

表 3-86(3) 瀬戸内海水域における化学的酸素要求量の上乗せ排水基準

業種等		許容限度 (mg/L)				
		昭和49年3月26日以前に 設置された特定事業場		昭和49年3月27日以降に 設置された特定事業場		
		最大 排水量 500m ³ /日 以上	最大 排水量 500m ³ /日 未満	最大 排水量 5,000m ³ /日 以上	最大 排水量 5,000～ 500m ³ /日	最大 排水量 500m ³ /日 未満
その他の業種	酸若しくはアルカリ による表面処理施設 又は電気めっき施設 を設置するもの	20(15)	30(20)	15(10)	15(10)	20(15)
	車両洗浄施設を設置す るもの	65(50)		15(10)	15(10)	20(15)
	その他のもの	130(100)		15(10)	15(10)	20(15)

備考) 1. ()内は日間平均値である。

- この表に掲げる排水基準は、日最大排水量が50m³以上のものについて適用する。
- 昭和49年3月26日以前に瀬戸内海水域に設置された特定事業場（4の規定により同日前に設置された特定事業場とみなされたものを含む。）で、同日以降移転又は業種等を変更することなく施設の全部の更新を行った場合は、同日前に設置されたものとみなす。
- 1の施設が新たに特定施設となった際、現にその施設を設置している特定事業場（当該施設の設置の工事に着手されたものを含み、昭和49年3月26日以後に他の特定施設を設置しているものを除く。）は、同日前に設置されたものとみなす。
- 1つの特定事業場について複数の業種等があり、それぞれにおいて異なる排水基準が定められている場合は、最も厳しい基準を適用する（共同処理施設においても同様。）。ただし、201人槽以上のし尿浄化槽にあっては、他の業種等の排水基準を適用する（このうち、201～500人槽のし尿浄化槽以外に当該他の業種等に係る特定施設がない場合には、最も緩い基準を適用する。）。
- 瀬戸内海水域に排水を排出する特定事業場に係る化学的酸素要求量の排水基準が、この表に掲げる排水基準よりも厳しい場合は、当該排水基準を適用する。
- ごみ処理業、旅館その他宿泊所、医療業、試験研究機関（学校に限る）、し尿浄化槽に係るもの及びし尿処理業については、「昭和49年3月26日」を「昭和58年3月31日」と、「昭和49年3月27日」を「昭和58年4月1日」とする。

[出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」
（昭和46年12月24日条例第69号、平成21年7月6日最終改正）、
「水質規制のしおり」（広島県、令和6年4月）]

表 3-87 下水道排水区域内における上乗せ排水基準に係る規程

規程
工場又は事業場が下水道法第2条第7号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上乗せ排水基準となる。

備考) 瀬戸内海水域における化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準の排水基準等を踏まえ、最も厳しい排水基準を適用する。

[出典：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」
（昭和46年12月24日条例第69号、平成21年7月6日最終改正）、
「水質規制のしおり」（広島県、令和6年4月）]

表 3-88 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水施設

番号	業種及び排水施設
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
2	養豚業の用に供する施設（生後六月以上の豚五〇頭以上を飼養又は収容できるものに限る。）であつて、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（幼稚部のみを置くもの及び高等部を置くものを除く。）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項に規定する薬局又は同法第二十六条第一項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。）
4	流水式塗装施設
5	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一に掲げる施設

[出典：「広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」
（平成 15 年 10 月 7 日規則第 69 号、令和 3 年 7 月 30 日最終改正）]

(7) 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）」では、①水質汚濁防止法等に規定する有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、②一定規模以上の土地（3,000m²）の形質を変更し、土壌汚染のおそれがあると認められるとき、③土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、一定の調査が義務づけられている。また、改正土壌汚染対策法が平成 31 年 4 月 1 日より施行され、小規模な土地の形質変更（900m² 以上）をする場合についても、「有害物質使用特定施設が設置されている土地」では届出が、「調査が猶予された土地」では届出及び調査が義務づけられている。

土壌汚染が判明した土地は指定区域（要措置区域、形質変更時要届出区域）となり、汚染の除去等の措置が行われるまでその台帳が公示・閲覧される。

土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準は、表 3-89 に示すとおりである。

広島市ホームページ¹⁾によると、事業計画地には、同法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域に指定されている土地はない。

¹⁾ 「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」

（広島市 HP、<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13347.html>、令和 6 年 4 月閲覧）

表 3-89 土壤汚染対策法に基づく土壤の汚染状態に係る基準

特定有害物質の種類		指定基準	
		土壌溶出量基準 (地下水の摂取などによるリスク)	土壌含有量基準 (直接摂取によるリスク)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	検液 1L 中 0.002mg 以下	－
	四塩化炭素	検液 1L 中 0.002mg 以下	－
	1,2-ジクロロエタン	検液 1L 中 0.004mg 以下	－
	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L 中 0.1mg 以下	－
	1,2-ジクロロエチレン	検液 1L 中 0.04mg 以下	－
	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L 中 0.002mg 以下	－
	ジクロロメタン	検液 1L 中 0.02mg 以下	－
	テトラクロロエチレン	検液 1L 中 0.01mg 以下	－
	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L 中 1mg 以下	－
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L 中 0.006mg 以下	－
	トリクロロエチレン	検液 1L 中 0.01mg 以下	－
	ベンゼン	検液 1L 中 0.01mg 以下	－
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	検液 1L 中 0.003mg 以下	土壌 1 kg 中 45mg 以下
	六価クロム化合物	検液 1L 中 0.05mg 以下	土壌 1 kg 中 250mg 以下
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kg 中 50mg 以下
	水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	検液 1L 中 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kg 中 15mg 以下
	セレン及びその化合物	検液 1L 中 0.01mg 以下	土壌 1 kg 中 150mg 以下
	鉛及びその化合物	検液 1L 中 0.01mg 以下	土壌 1 kg 中 150mg 以下
	砒素及びその化合物	検液 1L 中 0.01mg 以下	土壌 1 kg 中 150mg 以下
	ふっ素及びその化合物	検液 1L 中 0.8mg 以下	土壌 1 kg 中 4,000mg 以下
	ほう素及びその化合物	検液 1L 中 1mg 以下	土壌 1 kg 中 4,000mg 以下
第三種特定有害物質 (農薬等／農薬＋PCB)	シマジン	検液 1L 中 0.003mg 以下	－
	チオベンカルブ	検液 1L 中 0.02mg 以下	－
	チウラム	検液 1L 中 0.006mg 以下	－
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	－
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	－

〔出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年環境省令第29号、令和4年12月26日最終改正）〕

(8) 悪臭防止法に基づく規制

悪臭防止法では、規制地域内の全ての事業場が規制の対象となる。事業計画地が所在する広島市は全域が臭気指数規制の対象範囲となっており、臭気指数について敷地境界線、気体排出・施設排出口、排出水の3項目で表3-90のとおり規制基準が定められている。

事業計画地は工業専用地域であるため、第3種区域に該当する規制基準が適用される(図3-55)。

表 3-90 広島市における臭気指数の規制基準

区域の区分		許容限度		
		敷地境界線	気体排出口	排出水
第1種区域 (住居系地域)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	10	事業場ごとに設定	26
第2種区域 (商業系地域)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定めのない地域であって第3種区域に該当する区域を除く区域	13		29
第3種区域 (工業系地域)	工業地域、工業専用地域、都市計画区域の定めのない地域	15		31

備考) 1. 気体排出口の規制基準は、最大着地濃度が敷地境界線の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場ごとに算出する。

2. 排出水の規制基準は、敷地境界線の規制基準として定められた値+16として設定する。

[出典:「悪臭規制の概要」(広島県、平成30年3月)、

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」(広島市告示第240号、平成23年5月16日)、

「臭気指数リーフレット」(広島市)]

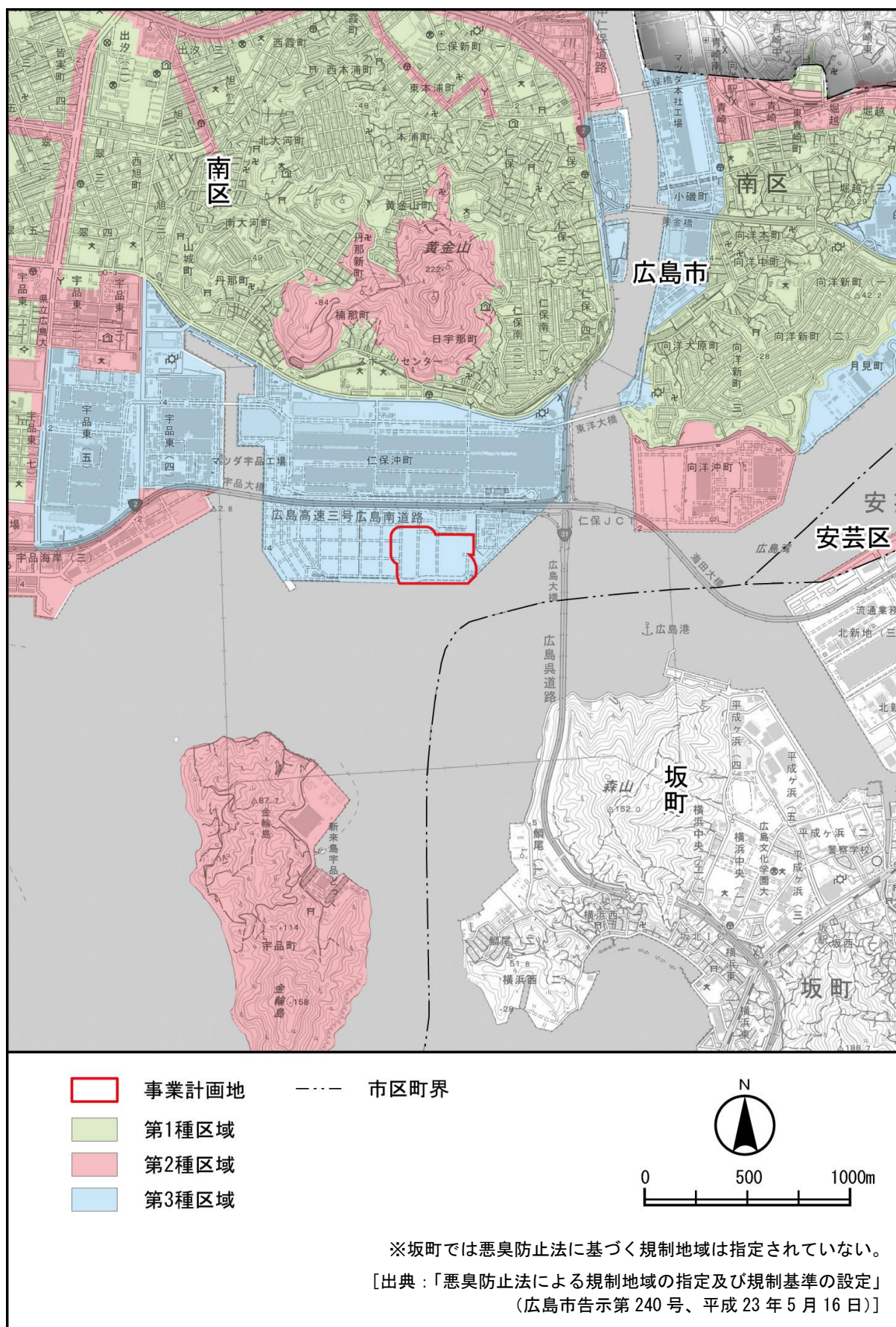


図 3-55 悪臭に係る規制区域の指定状況

(9) 自然環境の保全等に係る指定及び規制の状況

事業計画地及びその周辺における自然環境の保全等に係る指定及び規制の状況は表 3-91 に示すとおりであり、事業計画地に指定がかかる規制は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定猟具（銃器）使用禁止区域のみである（図 3-56）。

表 3-91 (1) 自然環境の保全等に係る指定及び規制の状況

項 目		指定状況等の内容		
		調査対象地域	事業計画地	参照図
自然公園	自然公園法	国立公園及び国定公園に指定されている区域はない。	国立公園及び国定公園に指定されている区域はない。	—
	広島県立自然公園条例	県立公園に指定されている区域はない。	県立公園に指定されている区域はない。	—
自然環境保全地域	自然環境保全法	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されている区域はない。	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されている区域はない。	—
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域に指定されている区域はない。	自然環境保全地域に指定されている区域はない。	—
	広島県自然海岸保全条例	自然海岸保全地区に指定されている区域はない。	自然海岸保全地区に指定されている区域はない。	—
都市緑地法に基づく緑地保全地域		緑地保全地域に指定されている区域はない。	緑地保全地域に指定されている区域はない。	—
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区		生息地等保護区に指定されている区域はない。	生息地等保護区に指定されている区域はない。	—
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区		鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域が含まれる。	特定猟具（銃器）使用禁止区域に指定されている。	図 3-56
都市計画法に基づく風致地区		風致地区に指定されている区域はない。	風致地区に指定されている区域はない。	—
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例		広島市は、景観指定地域及び大規模行為届出対象地域の指定はない。 坂町は、大規模行為届出対象地域に指定されている。	景観指定地域及び大規模行為届出対象地域の指定はない。	—
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法		歴史的風土保存区域に指定されている区域はない。	歴史的風土保存区域に指定されている区域はない。	—
森林法		魚つき保安林や土砂流出防備保安林が含まれる。	保安林には指定されていない。	図 3-57

表 3-91 (2) 自然環境の保全等に係る指定及び規制の状況

項 目	指定状況等の内容		
	調査対象地域	事業計画地	参照図
砂防法	黄金山に砂防指定地が指定されている。	砂防指定地に指定されている区域はない。	図 3-58
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域が含まれる。	急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はない。	図 3-58
地すべり等防止法	地すべり防止区域に指定されている区域はない。	地すべり防止区域に指定されている区域はない。	—
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域等が含まれる。	土砂災害警戒区域等に指定されている区域はない。	図 3-59
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域等が含まれる。	宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域に指定されている区域はない。	図 3-60

1) 自然公園法及び広島県立自然公園条例に基づく国立公園等の指定状況

事業計画地及びその周辺には、「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」に基づく国立公園の指定はない。また、「広島県立自然公園条例（昭和 34 年条例第 41 号）」に基づく県立公園に指定されている区域はない。

2) 自然環境保全法、広島県自然環境保全条例及び広島県自然海浜保全条例に基づく自然環境保全地域等の指定状況

事業計画地及びその周辺には、「自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）」に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されている区域はない。また、「広島県自然環境保全条例（昭和 47 年条例第 63 号）」及び「広島県自然海浜保全条例（昭和 55 年条例第 3 号）」に基づく自然環境保全地域及び自然海浜保全地区に指定されている区域もない。

3) 都市緑地法に基づく緑地保全地域の指定状況

事業計画地及びその周辺には、「都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）」に基づく緑地保全地域に指定されている区域はない。

4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の指定状況

事業計画地及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）」に基づく生息地等保護区に指定されている区域はない。

5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況

事業計画地及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」に基づく鳥獣保護区等の指定状況を図 3-56 に示す。

事業計画地は特定猟具（銃器）使用禁止区域に指定されている。また、事業計画地の北に位置する黄金山は鳥獣保護区に指定されている。

6) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

事業計画地及びその周辺については、「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）」に基づく風致地区に指定されている区域はない。

7) ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく景観指定地域等の指定状況

事業計画地及びその周辺には、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成 3 年条例第 4 号）」に基づく景観指定地域及び大規模行為届出対象地域の指定はない。

なお、坂町は、大規模行為届出対象地域に指定されている。

8) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく指定地域

事業計画地及びその周辺については、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）」に基づく歴史的風土保存区域の指定はない。

9) 森林法に基づく保安林の指定状況

事業計画地及びその周辺における「森林法（昭和 26 年法律第 249 号）」に基づく保安林の指定状況を図 3-57 に示す。

事業計画地及びその周辺においては、坂町に魚つき保安林及び土砂流出防備保安林に指定されている区域があるが、事業計画地には保安林に指定されている区域はない。

10) 砂防法に基づく砂防指定地の指定状況

事業計画地及びその周辺における「砂防法（明治 30 年法律第 29 号）」に基づく砂防指定地の状況を図 3-58 に示す。

事業計画地及びその周辺においては、黄金山の一部が砂防指定地に指定されている。事業計画地は、砂防指定地の指定はない。

11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく危険区域の指定状況

事業計画地及びその周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 3-58 に示す。

事業計画地及びその周辺においては、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、事業計画地は急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

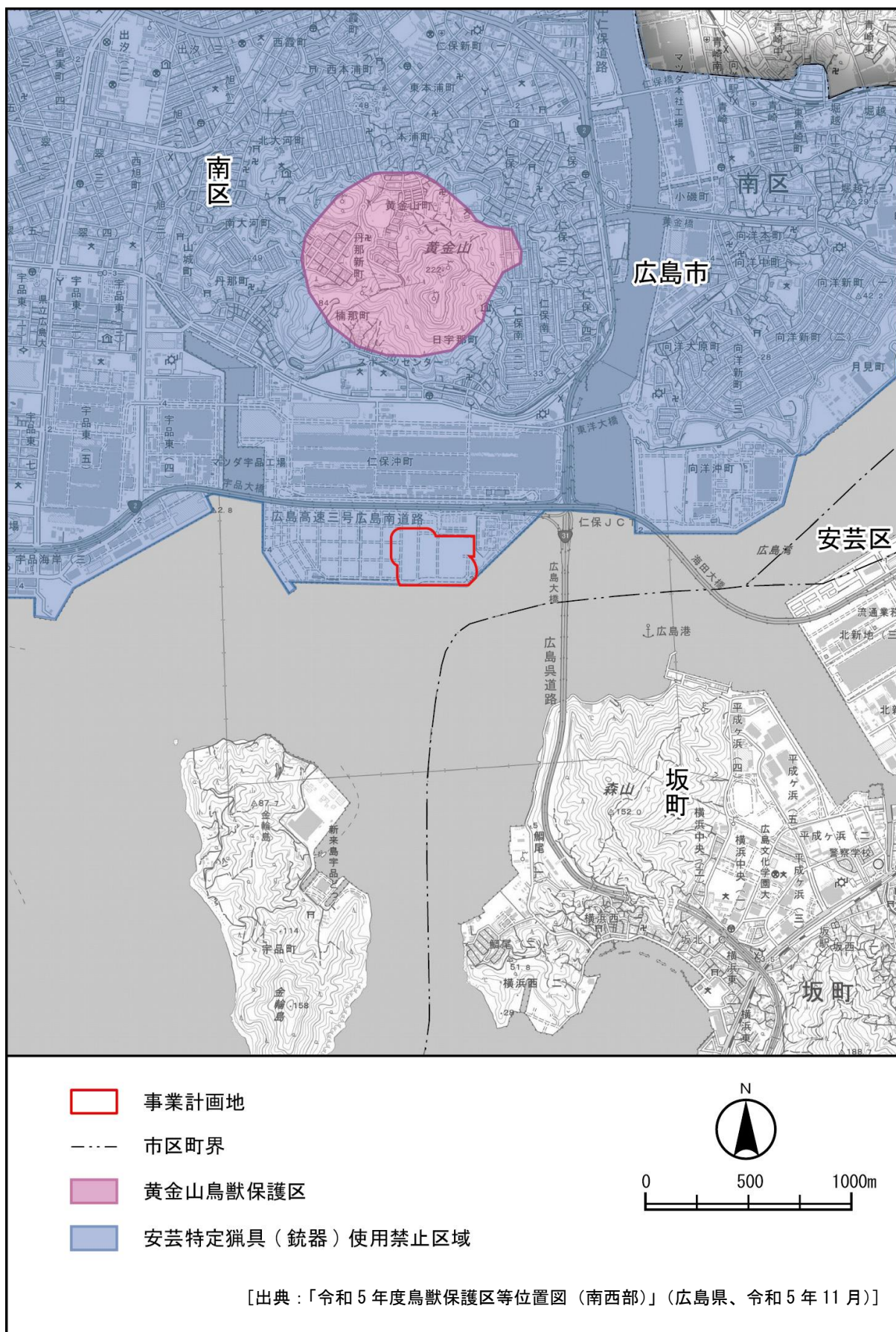


図 3-56 鳥獣保護区等の指定状況

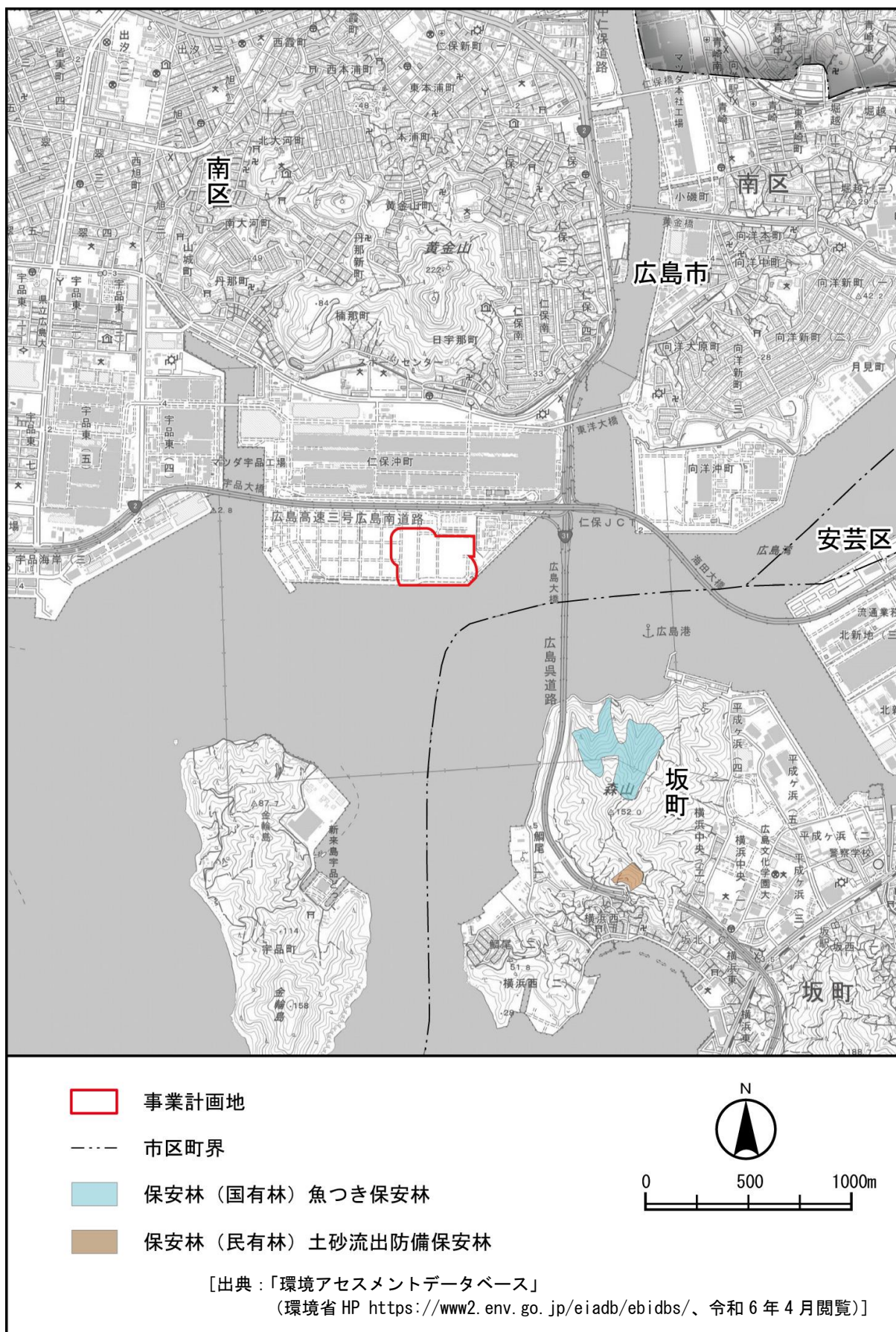


図 3-57 保安林の指定状況

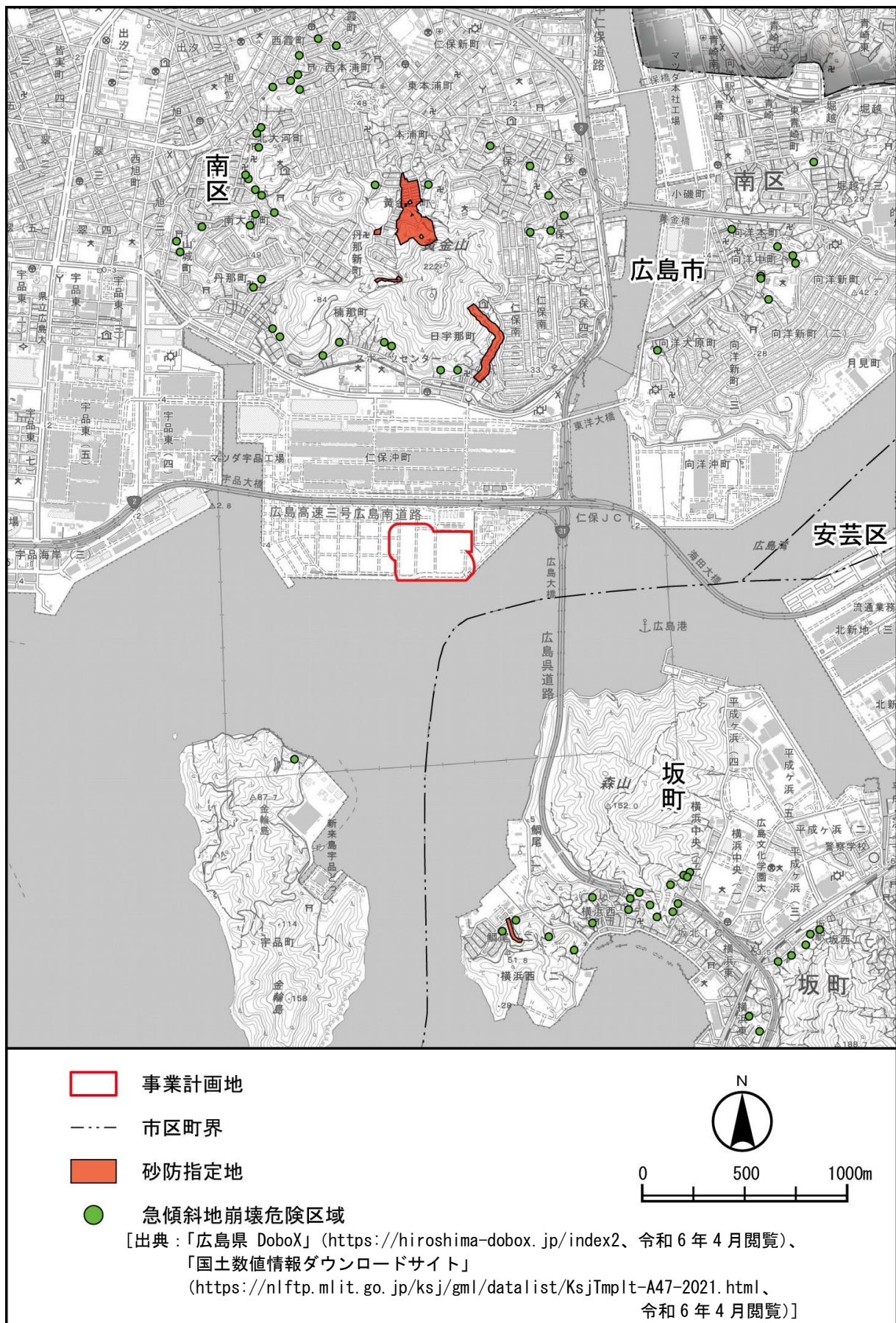


図 3-58 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

12) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

事業計画地及びその周辺については、「地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）」に基づく地すべり防止区域の指定はない。

13) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定状況

事業計画地及びその周辺における「土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況を図 3-59 に示す。

事業計画地及びその周辺においては、土砂災害警戒区域等が指定されているが、事業計画地は土砂災害警戒区域等の指定はない。

14) 宅地造成工事規制区域等の指定状況

事業計画地及びその周辺における「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）」に基づく指定状況を図 3-60 に示す。

広島市は、令和 5 年 5 月 26 日の施行から 2 年間の経過措置期間内に、市域内を調査し、その結果を踏まえて盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、新たな規制を適用するとしている。なお、規制区域指定までの間は「宅地造成等規制法」による規制が引き続き適用される。

なお、坂町は全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている。

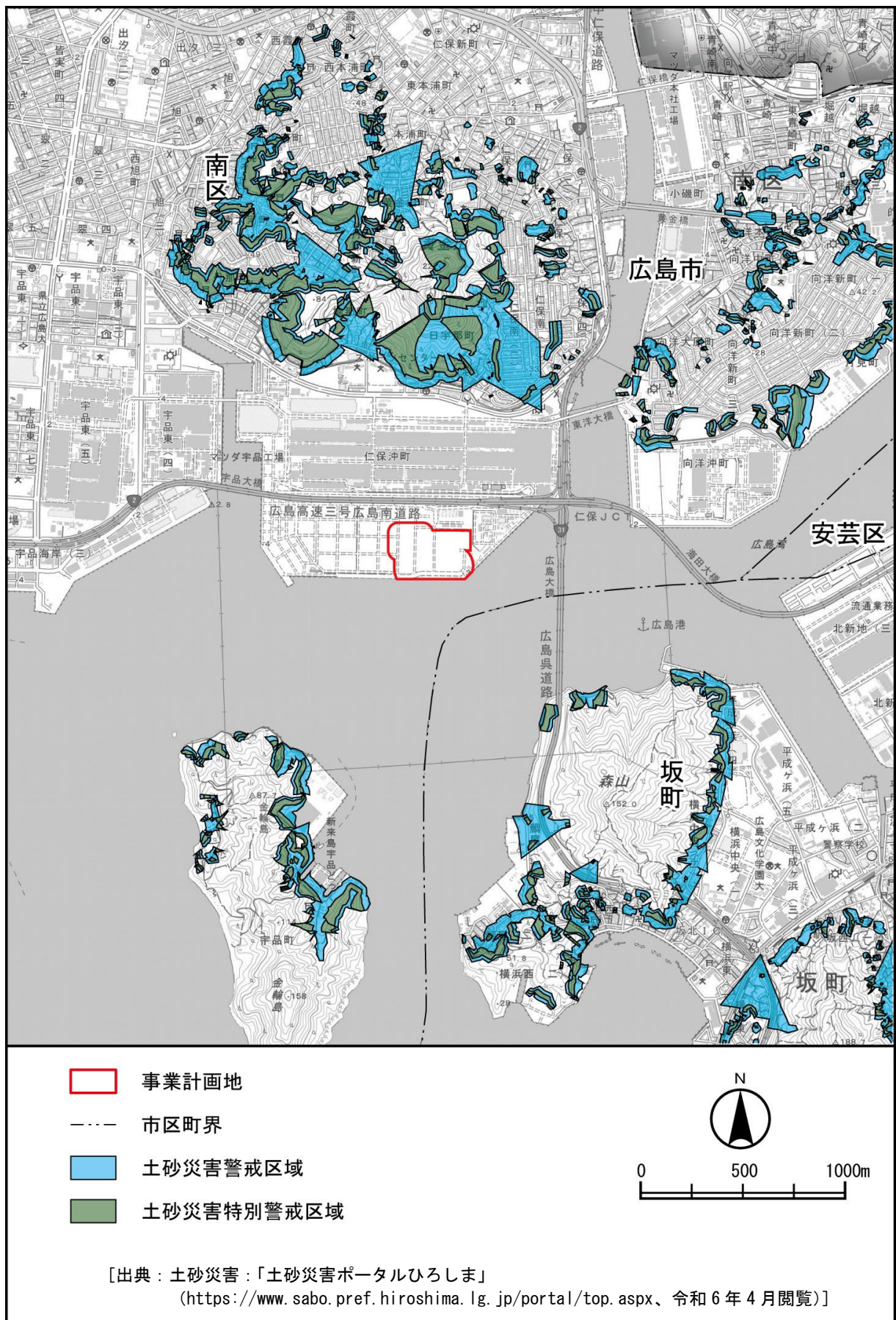


図 3-59 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の状況

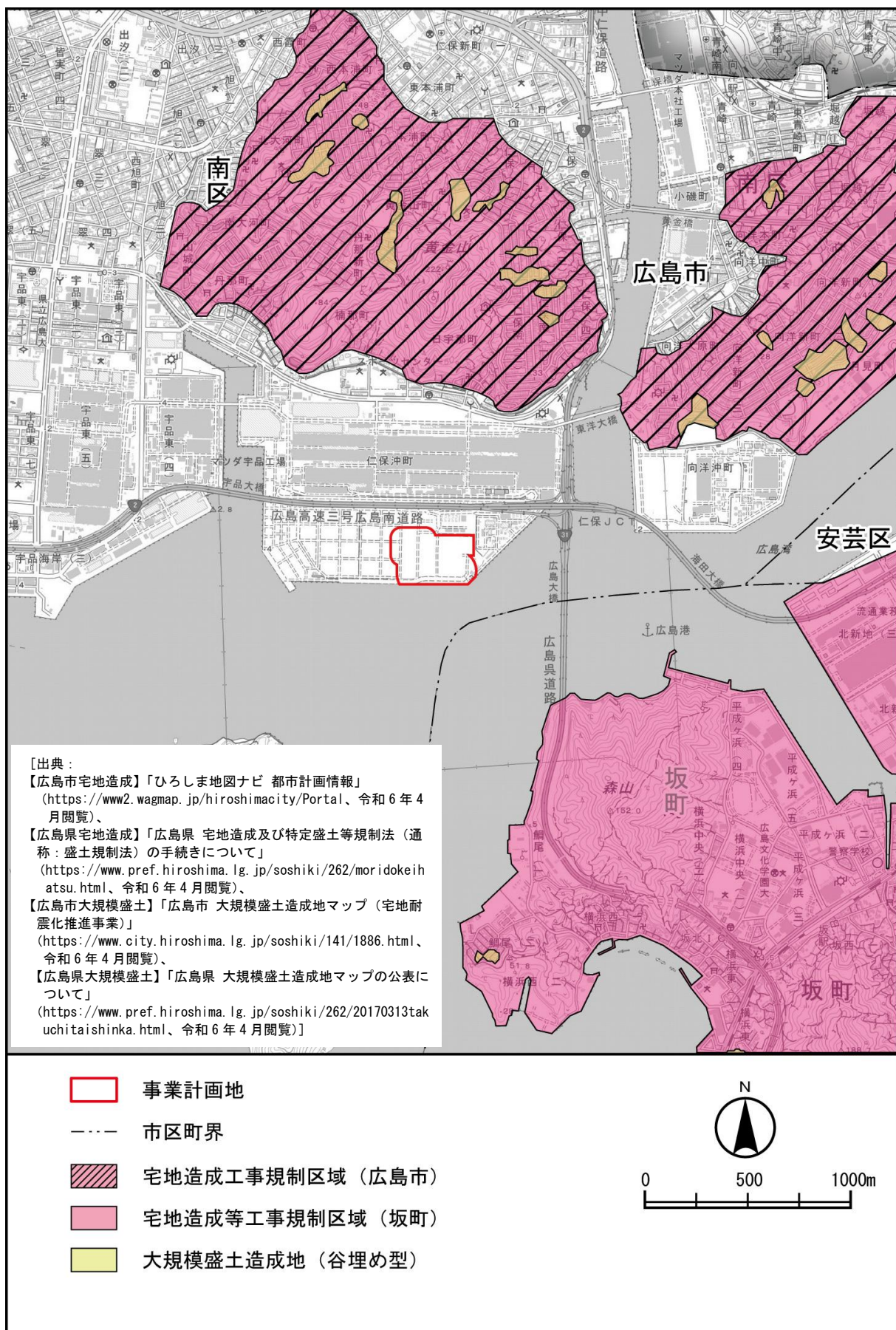


図 3-60 宅地造成工事規制区域等の指定状況

3.2.9 関連する行政計画の状況

(1) 広島市

広島市が策定している環境関連の行政計画は表 3-92 に示すとおりである。環境施策に関する最上位計画である第 3 次環境基本計画では、SDGs 等の新たな視点も取り入れつつ、「自然との共生」「都市の持続可能な発展」「循環型社会の形成」「脱炭素社会の構築」をキーワードに、市民、事業者、行政が協働して取組を推進することとしている。

表 3-92(1) 広島市の環境関連の行政計画

計画の名称（策定年月）	計画の概要
第 3 次広島市環境基本計画 (令和 3 年 3 月)	【計画策定の背景】 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき策定された計画である。平成 13 年 10 月に当初計画を策定、平成 19 年 6 月にこれを改定し、平成 28 年 3 月に広島市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた第 2 次計画が策定された。第 3 次計画は、近年顕在化する様々な環境問題等への対応や SDGs 等の新たな視点を取り入れられたものである。 【目指すべき環境像と基本目標】 本計画では、「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」を広島市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿(環境像)とし、本計画の対象である 4 つの環境区分(自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境)の基本目標が以下のとおり定められている。 ① 豊かな自然環境の保全～自然との共生～ ② 自然と調和した快適な都市環境の創造～都市の持続可能な発展～ ③ 健全で快適な生活環境の保全～循環型社会の形成～ ④ 地球環境の保全への貢献～脱炭素社会の構築～
広島市景観計画 (令和 3 年 10 月)	【計画策定の背景】 平成 23 年 12 月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプト」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの景観に対する取組を集大成し、さらに充実・発展させるための計画であり、市民、事業者、行政が連携・協働して、広島市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などが体系的に示されたものである。 【理念及び基本方針】 本計画では、「世界に誇れる『まち』の実現に向けて、広島市の歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。」が理念に掲げられ、以下の 4 つの基本方針が定められている。 ① 平和都市広島を象徴する景観づくり ② 歴史や文化の香り漂う景観づくり ③ 水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり ④ にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり 【事業計画地の指定状況】 この計画に基づくエリアとして、事業計画地はシーフロント地区（地区市街地内の主要河川の区域及び護岸から 200 メートル以内の区域を中心とし、佐伯区、南区、安芸区の港湾沿いの区域のうち、広島港色彩計画の対象区域と重複する部分）に位置している。

表 3-92(2) 広島市の環境関連の行政計画

計画の名称（策定年月）	計画の概要
広島市みどりの基本計画 (2021-2030) (令和 3 年 2 月)	【計画策定の趣旨】 被爆の廃墟から目覚ましい復興を遂げる歩みの中で、水と緑が輝くうらおいのある平和都市の実現を目指し、復興のシンボルとして計画された平和大通りや平和記念公園、河岸緑地、高度経済成長期の都市化に対応した都市公園等の整備、緑を育む活動への市民参加の促進などが取り組まれてきた。一方で広島市は、少子化・高齢化の進展や人口減少社会の到来、地域コミュニティの活力低下、気候変動の影響が疑われる自然災害への対応など、様々な課題に直面しており、こうした緑を取り巻く社会情勢の変化に対応し、広島市の緑のまちづくりをより一層進め将来の世代に受け継ぐため平成 23 年 1 月に策定された「緑の基本計画」が改定された。 【基本理念及び緑の将来像】 本計画では、都市像である「国際平和文化都市」を緑の分野で具現化するため、その目標として、「水・緑・いのちの輝くまちひろしまの実現」を掲げ、水と緑が豊かな「世界のモデル都市」を目指すことが基本理念とされている。その基本理念が実現されたまちの将来像として、以下の 4 つの「緑の将来像」が定められている。 ① 平和を実感できるまち ② 水・緑を大切にするまち ③ ゆとりとやすらぎが感じられるまち ④ 花と緑と音楽のあふれる美しいまち
広島市一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画 (平成 27 年 3 月作成、 令和 3 年 3 月改訂)	【計画策定の趣旨】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する法定計画であり、ごみを取り巻く社会情勢の変化や広島市のごみ処理施策の実施状況等を踏まえた上で、市民・事業者・行政の協働による更なるごみの減量・資源化によって循環型社会の形成を推進し、災害に強く安定的なごみ処理体制を整備していくため、本計画が策定された。 【基本理念及び基本方針】 本計画では、「ゼロエミッションシティ広島の実現」が基本理念とされ、その実現に向け、以下の 5 つの基本方針が定められている。 ① 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進 ② 安定的なごみ処理体制の確保 ③ 分別区分・収集運搬体制の再構築 ④ コストの削減 ⑤ ごみのないきれいなまちづくりの推進
広島市地球温暖化対策 実行計画 (令和 5 年 3 月)	【計画策定の趣旨】 広島市では、これまでの取組等により、市域の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるが、気候変動の影響が疑われる自然災害等が広島市を含め世界各地で頻発しており、地球温暖化をめぐる国内外の動向や社会経済情勢が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、広島市では、令和 2 年（2020 年）12 月、「2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しており、その目標の実現に向け、地球温暖化対策を一層推進する必要があるため、令和 5 年 3 月、本計画が改定された。 【目指すべき姿及び取組】 本計画では、「人が生き生きと暮らし、活力にあふれる強靱で持続可能な脱炭素都市“ひろしま”」が目指すべき姿とされ、その実現に向けた以下の 3 つの取組が定められている。 ① 温室効果ガス排出量の削減策（緩和策） ② 気候変動の影響への適応（適応策） ③ 市役所の取組

(2) 坂町

坂町が策定している環境関連の行政計画は表 3-93 に示すとおりである。環境施策に関する最上位計画である環境基本計画では、「生活環境」「自然環境」「快適環境（景観、緑化等）」「地球環境（地球温暖化）」「環境保全活動」の各分野について、町の施策、町民の行動指針、事業者の行動指針が示されている。

表 3-93 坂町の環境関連の行政計画

計画の名称（策定年月）	計画の概要
坂町環境基本計画 （中間見直し版） （令和 3 年 2 月）	【計画策定の背景】 拡大・深刻化する環境問題に対応し、SDGs と同じ方向性を持ち、町民・事業者・行政が連携・協働し、それぞれの立場から坂町の環境に関する取り組みを総合的、計画的に推進するため、今後の環境行政の基本となる計画として坂町環境基本計画が見直されたものである。 【目指すべき環境像と基本目標】 坂町町民憲章や第 5 次長期総合計画などの町行政の基本をなす各種文書に表現された町のまちづくりの理念、および本計画の「環境の現況」や町民アンケート調査、近年の社会動向等から、本町の目指す環境の将来像を「青い海・緑の山を次世代へ共に育み、伝えるまち・さか」に設定されている。 この「環境の将来像」を実現するために、基本目標が設定されている。基本目標は、「計画の対象範囲」で整理された 4 つの環境（生活環境、自然環境、快適環境、地球環境）とすべてに関係する「環境保全活動」の 5 つの項目についてそれぞれ設定されている。 ① 生活環境の目標：環境負荷の低減 ② 自然環境の目標：自然環境の保全 ③ 快適環境の目標：快適環境の創造 ④ 地球環境の目標：地球環境の保全 ⑤ 環境保全活動の目標：環境保全活動の推進
坂町緑の基本計画 （平成 15 年 1 月）	【計画策定の背景】 坂町では、より良い緑地の保全と創造に向けて、「坂町緑の基本計画」（平成 15 年 1 月）が策定されている。策定にあたっては、町民への情報の提供と意見の募集を行うとともに、関係機関と協議し、坂町振興計画審議会に諮り、決定されている。「坂町緑の基本計画」は、坂町における緑とオープンスペースの総合的な計画であり、これからの公園緑地等の整備や緑地の保全など緑のまちづくりを進める上での指針となるものである。 【基本方針】 緑の基本計画では、大きく分けて次の 3 つのことが定められている。 ① 計画の目標 町全体について、緑とオープンスペースの適切な創造と保全を図る上での基本方針や緑地確保の目標水準などが定められている。 ② 緑地の配置計画 町全体について、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などの視点から緑地の配置計画が定められている。また、重点的に緑化を推進する地区が設定され、詳細な緑化の方針が示されている。 ③ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の方策 都市公園等の整備の方針や具体的な目標、また、緑地の保全を図る地区を指定するための方針などについて定められている。

(余 白)